

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4746004号
(P4746004)

(45) 発行日 平成23年8月10日(2011.8.10)

(24) 登録日 平成23年5月20日(2011.5.20)

(51) Int.Cl.

F I

G O 6 F 21/20 (2006.01)

G O 6 F 15/00 3 3 O F

請求項の数 4 (全 44 頁)

(21) 出願番号	特願2007-128303 (P2007-128303)	(73) 特許権者	000005223 富士通株式会社
(22) 出願日	平成19年5月14日(2007.5.14)		神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
(62) 分割の表示	特願2004-570164 (P2004-570164) の分割	(74) 代理人	100074099 弁理士 大菅 義之
原出願日	平成15年3月31日(2003.3.31)	(74) 代理人	100133570 弁理士 ▲徳▼永 民雄
(65) 公開番号	特開2007-234054 (P2007-234054A)	(74) 復代理人	100167483 弁理士 林 裕己
(43) 公開日	平成19年9月13日(2007.9.13)	(72) 発明者	福田 充昭 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内
審査請求日	平成19年5月14日(2007.5.14)		
前置審査			

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 登録装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

個人を確認する画像情報であって、個人に属するマルチメディア情報であり、画像の周波数に応じた複数の種類の要素からなる、複数人の個人情報を取得する取得手段と、

複数人の前記個人情報をそれぞれ、前記画像の周波数に応じて、該個人情報の要素の種類別に、周波数成分の低い順に段階的に分割する分割手段と、

該分割手段により複数に分割された個人情報である分割個人情報のそれぞれを、当該分割個人情報に対応する個人とは異なる個人の分割個人情報と組み合わせ、複数の複数人の分割個人情報の組とする組み合わせ手段と、

該組み合わせ手段により組み合わせられた複数の複数人の分割個人情報の組をそれぞれ、異なる格納手段に格納する格納制御手段と、

を備え、

前記分割手段は、前記個人情報を情報量の少ない低周波成分の要素の種類を有する分割個人情報から情報量の多い高周波成分の要素の種類を有する分割個人情報へ段階的に分割し、前記組み合わせ手段は、前記情報量により段階的に分割された複数人の分割個人情報を組み合わせ、前記複数の複数人の分割個人情報の組とし、前記格納制御手段は、前記複数の複数人の分割個人情報の組をそれぞれ異なる前記格納手段に格納する

ことを特徴とする登録装置。

【請求項2】

前記登録装置は、さらに、前記分割手段により分割された、前記格納手段に格納される

分割個人情報を暗号化する暗号化手段と、

を備えることを特徴とする請求項 1 に記載の登録装置。

【請求項 3】

前記格納制御手段は、前記複数の複数人の分割個人情報の組をそれぞれ異なる前記格納手段に格納することにより、同一人の複数の前記分割個人情報をそれぞれ異なる前記格納手段へ格納する

ことを特徴とする請求項 1 に記載の登録装置。

【請求項 4】

可搬型記憶媒体の読み取りが可能な登録装置と、該登録装置とネットワークで接続されたサーバ装置とからなる登録システムの登録装置において、

個人を確認する画像情報であって、個人に属するマルチメディア情報であり、画像の周波数に応じた複数の種類の要素からなる、複数人の個人情報を取得する取得手段と、

複数人の前記個人情報をそれぞれ、前記画像の周波数に応じて、該個人情報の要素の種類別に、周波数成分の低い順に段階的に分割する分割手段と、

該分割手段により複数に分割された個人情報である分割個人情報のそれぞれを、当該分割個人情報に対応する個人とは異なる個人の分割個人情報と組み合わせて、複数の複数人の分割個人情報の組とする組み合わせ手段と、

該組み合わせ手段により組み合わされた複数の複数人の分割個人情報の組を、前記登録装置内蔵の格納手段、前記可搬型記憶媒体、及び前記サーバ装置内蔵の格納手段のうちの少なくとも 2 つの格納手段に分けて格納する格納制御手段と、

を備え、

前記分割手段は、前記個人情報を情報量の少ない低周波成分の要素の種類を有する分割個人情報から情報量の多い高周波成分の要素の種類を有する分割個人情報へ段階的に分割し、前記組み合わせ手段は、前記情報量により段階的に分割された複数人の分割個人情報を組み合わせて、前記複数の複数人の分割個人情報の組とし、前記格納制御手段は、前記複数の複数人の分割個人情報の組をそれぞれ、前記登録装置内蔵の格納手段、前記可搬型記憶媒体、及び前記サーバ装置内蔵の格納手段のうちの異なる前記格納手段に格納する

ことを特徴とする登録装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、予め記憶装置に記録した個人を確認する情報と提示された個人情報とを照合するための照合装置に関する。

【背景技術】

【0002】

情報化社会における様々な局面において、セキュリティの確保や利用者の利便性向上のために、個人を確認する情報、すなわち個人に属するマルチメディア情報を利用する照合技術の開発が進められている。

【0003】

マルチメディア情報を用いて照合処理をおこなうためには、個人に属するマルチメディア情報を予め記憶装置に登録しておき、照合が必要になった際に、照合の対象となる人の所持するマルチメディア情報を取得して、前記の記憶装置に登録されているマルチメディア情報と比較することによって同一性の照合をおこなう。

【0004】

従来の手法では、この照合に必要な個人のマルチメディア情報は 1 ヶ所の記憶装置にまとまって記憶している。また、照合に用いるマルチメディア情報を可搬型記憶部と照合記憶部に分割して格納し、照合時にはこれら分割して記憶したデータを合成し、その合成したデータと利用者のマルチメディア情報を比較して照合する手法もある（例えば、特許文献 1）。

【特許文献 1】特開 2001 - 67137 号公報

10

20

30

40

50

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

ところが、従来技術では、予め記憶装置に記憶したマルチメディア情報が盗まれてしまった場合、そのマルチメディア情報を使って他人になりすまして照合処理を通過されてしまう危険性がある。また、個人に属するマルチメディア情報の中には変更が不可能であり、その情報がいったん盗まれてしまうと、取り返しがつかないものがある。

【0006】

また、特許文献1では、個人に属するマルチメディア情報を分割率Mによって2分割し、分割した情報を異なる記憶装置に格納させている。しかしながら、特許文献1では、分割した情報の格納場所が2箇所限定されており、一方はICカード等の可搬型記憶媒体に格納し、他方は照合装置内部の記憶装置に格納するというように格納形態が限られていた。また、分割した情報を照合に用いる場合には、分割した情報を一度合成しなければならず、照合処理が始まるまでに余分な時間がかかっていた。

10

【0007】

また、精度の高い照合処理をおこなう場合には処理速度が問題となる。特に、多くの登録者の中から1人を選び出す1:N照合の際には、全ての登録者のマルチメディア情報との照合を行うために処理に要する時間が増大してしまう。照合のために必要なマルチメディア情報の情報量も多くなるため、サーバ/クライアント型のシステム構成での情報転送路における情報伝送量も多くなり、ネットワークに多大な負荷がかかることになる。

20

【0008】

上記の課題に鑑み、本発明では、セキュリティの向上、照合処理の高速化、個人を確認する情報を伝送する通信路の負荷軽減を図ることができる照合装置を提供する。

【課題を解決するための手段】

【0009】

本発明にかかる登録装置は、個人を確認する情報である個人情報を取得する取得手段と、前記個人情報を分割する分割手段と、該分割手段により複数に分割された個人情報である分割個人情報を、前記照合装置の前記複数の格納手段にそれぞれ格納する格納制御手段と、を備え、前記分割手段は、前記個人情報を情報量の少ない分割個人情報から情報量の多い分割個人情報へ段階的に分割し、前記格納制御手段は該分割個人情報をそれぞれ異なる前記格納手段に格納することを特徴とする。

30

【0010】

このように構成することによって、個人を確認する情報を別々の記憶装置に格納することができ、記憶装置の盗難などの際のリスクを分散することができ、個人を確認する情報の照合処理に要する平均時間を従来の手法よりも高速に処理を行うことができる。また、ネットワークの負荷も抑えることができる。

【0011】

また、前記登録装置は、さらに、前記分割手段により分割された、前記格納手段に格納される分割個人情報を暗号化する暗号化手段と、を備えることを特徴とする。

このように構成することによって、分割保存するマルチメディア情報に暗号化を施すことによって、セキュリティが向上する。

40

【0012】

また、前記登録装置において、前記分割手段は、複数人の前記個人情報をそれぞれ分割して、該分割した個人情報それぞれを該分割した個人情報以外の分割した個人情報と組み合わせる複数の組とし、前記格納制御手段は、該組み合わせた個人情報をそれぞれ異なる前記格納手段へ格納することを特徴とする。

【0013】

このように構成することによって、特定個人の情報を取り出すことが困難となり、安全性を向上させることができる。

【発明の効果】

50

【0014】

本発明を用いることにより、セキュリティの向上、照合処理の高速化、マルチメディア情報を伝送する通信路の負荷軽減を図ることができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0015】

(実施例1)

図1は、本実施例における照合システムを示す。本実施例では個人に属するマルチメディア情報を3ヶ所の記憶部に分散記憶する例を示すが、本発明における記憶部の数は3ヶ所に限定されるものではない。

【0016】

図1において、マルチメディア情報を格納する記憶装置は、個人照合装置2に内蔵されたハードディスク(第1の記憶装置23)と、一般のメモリカードやセキュリティ保護されたICカードなどの可搬型の記憶媒体3(可搬記憶媒体3に第2の記憶部31を備える)と、ネットワークで接続されたサーバ4内の記憶装置(第3の記憶部41)に分散配置されている。なお、本発明における記憶装置の分散配置形態はこの図1の形態に限定されず、記憶部の数や配置先は任意に決定することができる。

【0017】

また、照合装置2は、マルチメディア情報取得部21、マルチメディア情報照合部22を備え、マルチメディア情報照合部22では、照合処理P1, P2, P3を行う。

図1において照合対象者1を照合する場合、まず、照合対象者1を確認するための情報であるマルチメディア情報A1をマルチメディア情報取得部21で取得し、その取得したマルチメディア情報A1はマルチメディア情報照合部22に送られる。マルチメディア情報照合部22に送られたマルチメディア情報A1は、照合処理P1, P2, P3で、複数の場所に分散配置された記憶部23, 31, 41の中に予め格納されている照合用のマルチメディア情報のそれぞれと段階的に照合される。

【0018】

マルチメディア情報照合部22では、マルチメディア情報A1に対して照合処理P1, P2, P3を順番に行い、予め決めておいた条件に合致した場合に照合成功あるいは照合失敗の結果を出力する。

【0019】

図2は、本実施例におけるマルチメディア情報照合部22での照合処理の詳細なフロー(例1)を示す。また、図3は、照合に用いるある種のマルチメディア画像情報の一例を示す図である。図3(1)で、A1は大きさの異なる3種類の枝Aa, Ab, Acから構成される。D1(図3(4)), D2(図3(5)), D3(図3(6))は、図3(1)のA1の構成要素である枝Aa, Ab, Acをそれぞれ、その種類別に分解(分割)したものである。本実施例において、D1(図3(4)), D2(図3(5)), D3(図3(6))はそれぞれ、第1の記憶部23、第2の記憶部、第3の記憶部に格納されている。それでは、この図3を参照しながら、図2のフローを説明する。

【0020】

まず、マルチメディア情報照合部22は、マルチメディア情報取得部21から送出された照合対象者1のマルチメディア情報A1(図3(1))を取得する(ステップS1、以下ステップをSと略する)。次に、第1の記憶部23から登録済みマルチメディア情報D1(図3(4))を取得する(S2)。

【0021】

次に、照合処理P1を行う(S3)。この照合処理P1では、マルチメディア情報A1とマルチメディア情報D1とを照合し、その照合結果に基づいて類似度R1が設定される。さらに具体的にいえば、例えば、マルチメディア情報A1とマルチメディア情報D1とをパターンマッチング等の照合手法を用いて、特徴点が高いに一致しているか否かに基づいて、類似度R1が設定される。例えば、特徴点の一致の度合いが大きければ類似度R1として5が設定され、特徴点の一致の度合いが小さければ類似度R1として1が設定され

10

20

30

40

50

る。

【 0 0 2 2 】

次に、S 3 で算出した類似度 R 1 がしきい値 T 1 を超えているか否かを判定する (S 4)。ここで、しきい値 T 1 は、予め決められた値である。類似度 R 1 しきい値 T 1 の場合、照合失敗となり、本処理は終了する。

【 0 0 2 3 】

類似度 R 1 > しきい値 T 1 の場合、照合処理 P 2 に渡すマルチメディア情報 A 2 (図 3 (2)) を作成する (S 5)。ここでは、マルチメディア情報 A 1 からマルチメディア情報 D 1 を差し引いた差分の情報であるマルチメディア情報 A 2 を求める。次に、第 2 の記憶部 3 1 から登録済みマルチメディア情報 D 2 (図 3 (5)) を取得する (S 6)。

10

【 0 0 2 4 】

次に、照合処理 P 2 を行う (S 7)。この照合処理 P 2 では、マルチメディア情報 A 2 とマルチメディア情報 D 2 とを照合し、この照合結果に基づいて類似度 R 2 が設定される。照合手法としては、S 3 と同様である。

【 0 0 2 5 】

次に、S 7 で算出した類似度 R 2 がしきい値 T 2 を超えているか否かを判定する (S 8)。ここで、しきい値 T 2 は、予め決められた値である。類似度 R 2 しきい値 T 2 の場合、照合失敗となり、本処理は終了する。

【 0 0 2 6 】

類似度 R 2 > しきい値 T 2 の場合、照合処理 P 3 に渡すマルチメディア情報 A 3 (図 3 (3)) を作成する (S 9)。ここでは、マルチメディア情報 A 2 からマルチメディア情報 D 2 を差し引いた差分の情報であるマルチメディア情報 A 3 を求める。次に、第 3 の記憶部 4 1 から登録済みマルチメディア情報 D 3 (図 3 (6)) を取得する (S 1 0)。

20

【 0 0 2 7 】

次に、照合処理 P 3 を行う (S 1 1)。この照合処理 P 3 では、マルチメディア情報 A 3 とマルチメディア情報 D 3 とを照合し、この照合結果に基づいて類似度 R 3 が設定される。照合手法としては、S 3 と同様である。

【 0 0 2 8 】

次に、S 1 1 で算出した類似度 R 3 がしきい値 T 3 を超えているか否かを判定する (S 1 2)。ここで、しきい値 T 3 は、予め決められた値である。類似度 R 3 しきい値 T 3 の場合、照合失敗となり、本処理は終了する。

30

【 0 0 2 9 】

類似度 R 3 > しきい値 T 3 の場合、照合成功となり、本フローは終了する。

マルチメディア情報照合部における照合処理は、上記の図 2 のフローに限定されず、例えば、図 4 のようなフローであってもよい。

【 0 0 3 0 】

図 4 は、本実施例におけるマルチメディア情報照合部 2 2 での照合処理の詳細なフロー (例 2) を示す。まず、照合処理で案出される類似度の累計を格納するための変数である類似度累計 X を、例えば X = 0 として、初期化する (S 2 1)。次に、マルチメディア情報照合部 2 2 は、マルチメディア情報取得部 2 1 から送出された照合対象者 1 のマルチメディア情報 A 1 を取得する (S 2 2)。次に、第 1 の記憶部 2 3 から登録済みマルチメディア情報 D 1 を取得する (S 2 3)。

40

【 0 0 3 1 】

次に、照合処理 P 1 を行う (S 2 4)。この照合処理 P 1 では、マルチメディア情報 A 1 とマルチメディア情報 D 1 とを照合し、図 2 の S 3 と同様にして、類似度 R 1 を算出する。この算出した類似度 R 1 を類似度累計 X に格納する (類似度累計 X に類似度 R 1 を加えた値を類似度累計 X に格納する)。

【 0 0 3 2 】

次に、S 2 4 で算出した類似度累計 X がしきい値 T 1 を超えているか否かを判定する (S 2 5)。ここで、しきい値 T 1 は、予め決められた値である。類似度累計 X しきい値

50

T 1 の場合、照合失敗となり、本処理は終了する。

【 0 0 3 3 】

類似度累計 X > しきい値 T 1 の場合、照合処理 P 2 に渡すマルチメディア情報 A 3 を作成する (S 2 6) 。ここでは、マルチメディア情報 A 1 からマルチメディア情報 D 1 を差し引いた差分の情報であるマルチメディア情報 A 2 を求める。次に、第 2 の記憶部 3 1 から登録済みマルチメディア情報 D 2 を取得する (S 2 7) 。

【 0 0 3 4 】

次に、照合処理 P 2 を行う (S 2 8) 。この照合処理 P 2 では、マルチメディア情報 A 2 とマルチメディア情報 D 2 とを照合し、S 2 4 と同様にして、類似度 R 2 を算出する。そして、類似度累計 X に類似度 R 2 を加えた値を類似度累計 X に格納する。

10

【 0 0 3 5 】

次に、S 2 8 で算出した類似度累計 X がしきい値 T 2 を超えているか否かを判定する (S 2 9) 。類似度累計 X < しきい値 T 2 の場合、照合失敗となり、本処理は終了する。

類似度累計 X > しきい値 T 2 の場合、照合処理 P 3 に渡すマルチメディア情報 A 3 を作成する (S 3 0) 。ここでは、マルチメディア情報 A 2 からマルチメディア情報 D 2 を差し引いた差分の情報であるマルチメディア情報 A 3 を求める。次に、第 3 の記憶部 4 1 から登録済みマルチメディア情報 D 3 を取得する (S 3 1) 。

【 0 0 3 6 】

次に、照合処理 P 3 を行う (S 3 2) 。この照合処理 P 3 では、マルチメディア情報 A 3 とマルチメディア情報 D 3 とを照合し、S 2 4 と同様にして、類似度 R 3 を算出する。そして、類似度累計 X に類似度 R 3 を加えた値を類似度累計 X に格納する。

20

【 0 0 3 7 】

次に、S 3 2 で算出した類似度累計 X がしきい値 T 3 を超えているか否かを判定する (S 3 3) 。類似度累計 X < しきい値 T 3 の場合、照合失敗となり、本処理は終了する。

類似度累計 X > しきい値 T 3 の場合、照合成功となり、本フローは終了する。なお、しきい値 T 1 , T 2 , T 3 は、T 1 < T 2 < T 3 の関係にある。

【 0 0 3 8 】

照合処理 P 1 , P 2 , P 3 で照合成功に至る条件の例としては、図 2 に示すように、照合処理 P 1 , P 2 , P 3 それぞれが出力するマルチメディア情報の類似度が、それぞれの照合段階に対して予め決めておいたしきい値を全ての照合処理 P 1 , P 2 , P 3 において上回った場合に適用できる。また、図 4 に示すように、照合処理 P 1 , P 2 , P 3 それぞれが出力するマルチメディア情報の類似度の累積が、あらかじめ決めておいたしきい値を上回った場合などにも照合成功に至る条件の例として適用することができる。

30

【 0 0 3 9 】

また、1 : N 照合 (複数の登録者の中から照合対象者が誰であるかを確認する照合手法) では、この照合処理を登録されている全ての人に属するマルチメディア情報に対して繰り返し、マルチメディア情報の類似度が最も高い登録者の情報を照合結果として出力する。

【 0 0 4 0 】

分割したマルチメディア情報を記憶する複数の記憶部は、本実施例のように別々の装置の中に配置することができる。また、そのように分散配置することによって装置の盗難などの際のリスクを分散することができる。

40

【 0 0 4 1 】

また、本実施例では、全ての照合処理を 1 つのマルチメディア情報照合部の中で行っているが、それぞれの照合処理を複数のマルチメディア情報照合部で分割照合する構成も可能である。

【 0 0 4 2 】

また、各照合処理が次の段階の照合処理に渡すマルチメディア情報は、記憶部から取り出して照合に用いたマルチメディア情報によって変換を施されたものとして行うことができる。既に照合処理を施した情報を削減することによって、次の段階の照合処理を高速化する

50

ことができる。

【0043】

以上より、マルチメディア情報を複数の記憶装置に分割して記憶する構成によって、一部の記憶装置からマルチメディア情報が盗まれても、残りの記憶装置に登録されているマルチメディア情報が無事であれば、その盗まれたマルチメディア情報だけを用いても照合処理を通過することが不可能であるため、セキュリティを向上することが可能となる。

【0044】

また、複数分割したマルチメディア情報を合成してから照合するのではなく、各分割マルチメディア情報毎に段階的に複数回の照合を繰り返す構成にすることで、分割後のマルチメディア情報から元のマルチメディア情報を復元することが困難になる。複数の記憶装置のマルチメディア情報が同時に盗難に遭った場合でも、それを用いて元のマルチメディア情報を復元することが困難であれば、照合処理を通過することが困難であり、セキュリティを向上することができる。特許文献1のように分割して記憶しておいたマルチメディア情報を合成してから照合する方式では、その合成の方法が分かってしまった場合、照合処理を通過するためのマルチメディア情報を復元することが可能となり、リスクが高い。

【0045】

(実施例2)

本実施例では、マルチメディア情報の分散・格納について説明する。照合にあたって、予め照合対象者(正規のユーザ)の情報を照合装置の記憶部(第1の記憶部、第2の記憶部、第3の記憶部)に格納しておかなければならない。本実施例は、その登録について説明する。

【0046】

図5は、本実施例における登録装置の内部の概要を示す。登録時において、まず、マルチメディア取得部51により登録対象者のマルチメディア情報Bが取得され、そのマルチメディア情報Bがマルチメディア情報分割部52へ送出される。マルチメディア情報分割部52では、受け取ったマルチメディア情報Bを複数に分割して(本実施例では、3つに分割しているがこれに限定されない)、格納制御部54によって、その分割した各情報を第1の記憶部53、第2の記憶部31、第3の記憶部41へ格納する。

【0047】

図6は、マルチメディア情報分割部52により3つに分割したマルチメディア情報を格納制御部54によって各記憶部に格納する概要を示す。図1において、第1の記憶部53、第2の記憶部31、第3の記憶部41にそれぞれ記憶するマルチメディア情報を、図6に示すように、情報量が少なく粗いマルチメディア情報から、情報量が多く詳細なマルチメディア情報へと分割する。そして、その分割したそれぞれのマルチメディア情報を各記憶部に格納する。ここで、分割処理は、例えば画像の周波数の高低により分割する手法等がある。この場合、画像の低周波数成分を抽出した画像が粗い分割マルチメディア情報D1に相当し、画像の高周波数成分を抽出した画像が詳細な分割マルチメディア情報D3に相当し、画像のそれらの間の周波数成分を抽出した画像が分割マルチメディア情報D2に相当する。

【0048】

実施例1(図2)において、最初に照合される、すなわち照合処理P1で照合される分割マルチメディア情報をより粗い情報とし、後から照合される分割マルチメディア情報をより詳細な情報とすることで、早い段階の照合処理をより情報量の少ないマルチメディア情報で処理することができ、この段階で照合に合致しないデータを高速にふるい落とすことで、平均的な照合処理時間を短縮することができる。

【0049】

なお、本実施例では、登録装置5に内蔵されている第1の記憶部53に分割したマルチメディア情報を格納したが、ネットワーク経由等で照合装置2の第1の記憶部23に格納するようにしてもよい。また、登録装置5の第1の記憶部53に格納した情報を可搬型記憶媒体等に一度格納し、その可搬型記憶媒体を照合装置2に読み取らせて、その可搬型記

10

20

30

40

50

憶媒体に格納した情報を照合装置 2 の第 1 の記憶部 2 3 に格納するようにしてもよい。また、実施例 1, 2 では、照合装置 1 と登録装置 5 とを分離して構成したが、これに限定されるものではなく、同一の装置内に照合装置と登録装置を共存させてもよい。このことより、これより以下では、第 1 の記憶部 5 1 に格納した情報と同一の情報が、第 1 の記憶部 2 3 に格納されているものとする。したがって、格納時では第 1 の記憶部に 5 3 を用い、照合時には第 1 の記憶部に 2 3 を用いることとする。

【 0 0 5 0 】

以上より、一般に、少量の情報を用いた粗い照合処理は、多量の情報を用いた詳細な照合処理に比べ高速に処理することができる。そこで、実施例 1 において個人に属するマルチメディア情報を分割する際に、粗い照合処理のための情報から詳細な照合処理のための情報へ段階的に分割して別々の記憶部に記録し、照合時には粗い照合処理を行ってから徐々に詳細な照合処理へ進むようにすることで、粗い照合処理で合致しない場合は全ての照合処理を最後までおこなう必要がなく、その段階で処理を終了することができる。これによって、個人に属するマルチメディア情報の照合処理に要する平均時間を従来の手法よりも高速に処理をおこなうことができる。

10

【 0 0 5 1 】

また特許文献 1 は、個人に属するマルチメディア情報を分割率 M で単純に 2 分割する手法であるが、照合の際には 2 分割したマルチメディア情報を合成してから照合をおこなうため、この手法では従来技術に比べて速度向上は望めない。むしろ分割したマルチメディア情報を合成するための処理時間が増加する。

20

【 0 0 5 2 】

さらに本実施例では、可搬記憶媒体には特定の個人に属する詳細なマルチメディア情報を記憶し、サーバには粗いマルチメディア情報を記憶することにより、可搬記憶媒体が無い場合は精度の低い照合、可搬記憶媒体が有る場合には精度の高い照合が可能となり、可搬記憶媒体の有無で提供するサービスを変化させることが可能となる。

【 0 0 5 3 】

その逆に、可搬記憶媒体や照合装置に内蔵の記憶部には特定の個人に属する粗いマルチメディア情報を記憶し、サーバには詳細なマルチメディア情報を記憶することにより、可搬記憶媒体や照合装置に内蔵の記憶部のマルチメディア情報だけで照合した場合は精度の低い照合、サーバに接続して照合した場合には精度の高い照合が可能となり、ローカルで利用する場合とサーバに接続する場合で提供するサービスを変化させることが可能となる。

30

【 0 0 5 4 】

(実施例 3)

本実施例は、実施例 2 で説明した粗い情報から詳細な情報まで段階的に分割したマルチメディア情報をさらに複数の部分に再分割し、再分割した部分を任意に組み合わせ、それを複数の異なる記憶部に記憶するものである。

【 0 0 5 5 】

図 7 は、本実施例における分割・組み合わせの概念を示す。同図では、3 つに分割したマルチメディア情報 D 1, D 2, D 3 をさらに 3 つの部分に再分割し ((D 1 1, D 1 2, D 1 3), (D 2 1, D 2 2, D 2 3), (D 3 1, D 3 2, D 3 3))、9 つの再分割された各情報を 3 つずつ組み合わせて (E 1, E 2, E 3)、E 1, E 2, E 3 をそれぞれ第 1 の記憶部 5 3、第 2 の記憶部 3 1、第 3 の記憶部 4 1 に記憶する。

40

【 0 0 5 6 】

ここで、9 つの再分割された各情報を 3 つずつ組み合わせることについて説明する。D 1 に着目すると、D 1 は再分割され、D 1 1、D 1 2、D 1 3 になるが、組み合わせる場合には、できるだけこれらの情報が同一組にならないようにする。D 2、D 3 についても同様である。このようにして組み合わせると、E 1 (D 1 1, D 2 1, D 3 1)、E 2 (D 1 2, D 2 2, D 3 2)、E 3 (D 1 3, D 2 3, D 3 3) の 3 組のマルチメディア情報が作成され、これらをそれぞれ第 1 の記憶部、第 2 の記憶部、第 3 の記憶部に記憶する

50

【 0 0 5 7 】

本実施例における登録装置 5 は、図 5 に示す登録装置と同様であり、上記の分割・組み合わせはマルチメディア情報分割部 5 2 で実行される。まず、マルチメディア情報取得部 2 1 により取得した登録対象者のマルチメディア情報は、マルチメディア情報分割部 5 2 に送出され、マルチメディア情報分割部 5 2 において上記の手順でマルチメディア情報は、分割・再分割され、格納制御部 5 4 で各記憶部 5 3 , 3 1 , 4 1 に格納される。

【 0 0 5 8 】

図 8 は、図 7 で再分割・組み合わせを行ったマルチメディア情報を照合する場合の処理を示す。照合処理は実施例 1 と同様である。このとき、照合処理 P 1 においてマルチメディア情報 D 1 を取得する場合（図 2 の S 2 に相当する処理）、第 1 の記憶部 2 3、第 2 の記憶部 3 1、第 3 の記憶部 4 1 からそれぞれ、E 1 , E 2 , E 3 を取得する。マルチメディア情報合成部 2 5 では、E 1 からは D 1 1 を取り出し、E 2 からは D 1 2 を取り出し、E 3 からは D 1 3 を取り出し、これから D 1 を再構成する。

【 0 0 5 9 】

照合処理 P 2 , P 3 を行う場合も、同様にしてマルチメディア情報 D 2 , D 3 を取得する。

このようにして、各記憶部から取り出したマルチメディア情報を再構成して、再構成した後に各段の照合処理に適用することができる。

【 0 0 6 0 】

以上より、実施例 2 の構成の場合、第一段目の照合に用いる粗いマルチメディア情報を盗まれた場合、それを用いることによって第一段目の照合処理だけは通過されてしまうリスクがあった。それに対し、粗い照合処理のための情報から詳細な照合処理のための情報へ段階的に分割したマルチメディア情報をさらに分割して組み合わせて別々の記憶部に格納することにより、もし何れかの記憶部に格納した分割マルチメディア情報が盗まれても、その盗まれたマルチメディア情報だけを用いたのでは、照合処理を 1 段でも通過することは不可能となる。

【 0 0 6 1 】

（実施例 4）

本実施例では、分割して記憶したマルチメディア情報を照合処理に用いる場合に、照合装置の要求仕様に応じて、必要な記憶部を選択して用いる構成とする。また、照合処理は実施例 1 と同様である。

【 0 0 6 2 】

図 9 は、本実施例における必要な記憶部を選択して構成された照合装置のパターンの 1 例を示す。同図において、照合装置 2 a は、マルチメディア情報照合部 2 2 a の照合処理で用いるマルチメディア情報を第 1 の記憶部 2 3 a と可搬記憶装置 3 の第 2 の記憶部 3 1 とから取得する構成である。照合装置 2 b は、マルチメディア情報照合部 2 2 b の照合処理で用いるマルチメディア情報を第 1 の記憶部 2 3 b とサーバ装置 4 の第 3 の記憶部 4 1 とから取得する構成である。照合装置 2 c は、マルチメディア情報照合部 2 2 c の照合処理で用いるマルチメディア情報を可搬記憶装置 3 の第 2 の記憶部 3 1 とサーバ装置 4 の第 3 の記憶部 4 1 とから取得する構成である。

【 0 0 6 3 】

また、必要な記憶部を選択して用いる構成であるので、セキュリティ制御をすることができる。クライアント装置とサーバ装置とを比較した場合、一般にサーバ装置外部側（クライアント装置側へ近づくほど）ほどセキュリティは低くなる。よって、図 9 では、最もセキュリティが高いのは、クライアント装置内蔵の記憶部から情報を取得していない照合装置 2 c であり、次にセキュリティが高いのは、照合装置 2 b であり、セキュリティが最も低いのは、サーバ装置の記憶部から情報を取得していない照合装置 2 a である。

【 0 0 6 4 】

一方、マルチメディア情報の取得時間について考えてみる。一般に、ネットワークを介

10

20

30

40

50

して情報を取得しなければならないサーバ装置の記憶部から情報を取得する場合と比較して、ユーザ側の使用する端末、即ちクライアント装置により近いほうの記憶装置から情報を取得する場合の方が、取得時間は短い。

【0065】

したがって、セキュリティ重視か、データの取得時間（即ち、照合処理時間の短縮）重視かという様々な用途に基いて、マルチメディア情報を取得する記憶部を選択し、照合装置を構成することができる。

【0066】

このようにして、分割して記憶したマルチメディア情報を照合処理に用いる場合に、必要な記憶部を選択して用いる構成とする。記憶部に記憶する内容を変えずに様々な要求に応じることが可能となる。

10

【0067】

また、分割する際に各々の記憶部に記憶する分割情報には冗長性を持たせてもよい。図9では、例えば第1の記憶部23aと第2の記憶部23bに同じ情報を冗長的に記憶することができる。情報通信路に負荷をかけずに照合処理をおこなうことができる。

【0068】

以上より、実施例1で個人に属するマルチメディア情報を複数の記憶部に分割保存し、この分割されたマルチメディア情報を利用して照合処理を行う場合に、照合精度や処理速度や情報転送量などの要求水準が異なる状況において、分割保存したマルチメディア情報の中からその状況の要求水準を満たすために必要なマルチメディア情報だけを選択して、照合処理を行うことで、分割して記憶した情報を変えることなく、様々な状況に対応することができる。

20

【0069】

照合処理の高速性や情報転送量の削減が要求される状況では、少数の記憶部からの情報を利用して照合を行ったり、あるいは、粗い情報を記憶した記憶部を用いて照合を行うことで、速度向上や転送量の削減を行うことができる。

精度の高い照合が必要な状況では、多くの記憶部からの情報を利用して照合を行ったり、より詳細な情報を記憶した記憶部を利用して照合を行うことで、精度の高い照合を実現することができる。

【0070】

30

（実施例5）

本実施例では、記憶部に記憶された情報のうち優先的に処理する分割マルチメディア情報を変更する。つまり、各記憶部からマルチメディア情報を取得する場合、その取得する順序を任意に変更する。

【0071】

図10は、本実施例における照合情報選択制御部26を設けた照合装置2を示す。照合処理は実施例1と同様である。このとき、図2のS2、S6、S10に相当する処理で第1の記憶部23、第2の記憶部31、第3の記憶部41からマルチメディア情報を取得する場合、照合情報選択制御部26の制御によって、この取得順序を変更することができる。例えば、ある場合には、第3の記憶部41、第1の記憶部23、第2の記憶部31の順で各記憶部からマルチメディア情報を取得し、またある場合には、第2の記憶部31、第3の記憶部41、第1の記憶部23の順で各記憶部からマルチメディア情報を取得することができる。

40

【0072】

このように、取得する順番を変える利点として、各記憶部に異なる属性の情報が格納されている場合、ある属性の情報を優先的に照合することが挙げられる。例えば、第1の記憶部には音声情報、第2の記憶部には顔画像情報、第3の記憶部には、指紋情報が格納されている場合において、優先的に指紋照合を行うことができる。また、例えば、同じ種類の情報であって異なる部位の情報（同じ指紋情報でも、親指のものと中指のもの）を各記憶部に格納しておいて優先的に親指の指紋照合を行うことができる。

50

【 0 0 7 3 】

このような構成にすることによって、照合対象者の状況や照合環境によって、照合順序を変えることが可能となり、柔軟性の高い照合が可能となる。人によって、あるいは、環境によっては、分割保存したマルチメディア情報のどれを優先的に適用するかを変更することによって、処理速度の向上や利便性を向上することが可能となる。

【 0 0 7 4 】

(実施例 6)

本実施例では、実施例 2 で説明した各分割マルチメディア情報をそれぞれ暗号化し、その暗号化を解除するための復号化キーを暗号化した分割マルチメディア情報とは異なる記憶部に格納する。

10

【 0 0 7 5 】

図 1 1 は、本実施例における登録装置 5 を示す。まず、マルチメディア情報取得部 5 1 により登録対象者のマルチメディア情報 B が取得され、そのマルチメディア情報 B がマルチメディア情報分割部 5 2 へ送出される。マルチメディア情報分割部 5 2 では、受け取ったマルチメディア情報 B を実施例 2 と同様の手法で分割し、分割したマルチメディア情報群を暗号部 5 5 へ送出する。暗号部 5 5 では、受け取った分割マルチメディア情報群を暗号化し、格納制御部 5 4 では暗号化した分割マルチメディア情報をそれぞれ各記憶部 2 3 , 3 1 , 4 1 へ格納する。

【 0 0 7 6 】

図 1 2 は、本実施例における照合装置を示す。マルチメディア情報取得部 2 1 により照合対象者 1 のマルチメディア情報 A が取得され、そのマルチメディア情報 A がマルチメディア情報照合部 2 2 へ送出される。マルチメディア情報照合部 2 2 で、照合処理 P 1 , P 2 , P 3 を行う。それぞれの照合処理 P 1 , P 2 , P 3 においてマルチメディア情報 A と照合するための情報を各記憶部から取得する。このとき、各記憶部 2 3 , 3 1 , 4 1 から取り出した暗号化された分割マルチメディア情報は復号部 2 7 で復号化され、各照合処理 P 1 , P 2 , P 3 で用いられる。

20

【 0 0 7 7 】

図 1 3 は、本実施例におけるマルチメディア情報 B を記憶部に格納する場合の暗号化のフローを示す。まず、分割・合成部でマルチメディア情報 B を分割し (S 4 0)、分割マルチメディア情報 D 1 , D 2 , D 3 を作成する。次に分割マルチメディア情報 D 1 , D 2 , D 3 は、暗号部 5 5 で以下に説明する手法で暗号化される。

30

【 0 0 7 8 】

まず、分割マルチメディア情報 D 1 は暗号化キー K 1 で暗号化され (S 4 1)、暗号化済み分割マルチメディア情報 D 1 a となる。分割マルチメディア情報 D 2 は暗号化キー K 2 で暗号化され (S 4 2)、暗号化済み分割マルチメディア情報 D 2 a となる。分割マルチメディア情報 D 3 は暗号化キー K 3 で暗号化され (S 4 3)、暗号化済み分割マルチメディア情報 D 3 a となる。ここで、暗号化には共通鍵方式を採用する。したがって、暗号化キーと復号化キーは同一である。

【 0 0 7 9 】

それから、分割マルチメディア情報 D 1 a は、復号化キー K 2 a (すなわち、暗号化キー K 2 のことである) と共に第 1 の記憶部 5 3 に格納される。また、分割マルチメディア情報 D 2 a は、復号化キー K 3 a (すなわち、暗号化キー K 3 のことである) と共に第 2 の記憶部 3 1 に格納される。また、分割マルチメディア情報 D 3 a は、復号化キー K 1 a (すなわち、暗号化キー K 1 のことである) と共に第 3 の記憶部 4 1 に格納される。

40

【 0 0 8 0 】

このように、各分割マルチメディア情報をそれぞれ暗号化し、その暗号化を解除するための復号化キーを暗号化した分割マルチメディア情報とは異なる記憶部に格納する。

図 1 4 は、本実施例における暗号化した分割マルチメディア情報の復号化のフローを示す。まず、照合処理 P 1 が実行されると、復号部 2 7 は第 1 の記憶部 2 3 から暗号化済み分割マルチメディア情報 D 1 a と復号化キー K 2 a とを取得し、第 3 の記憶部から暗号化

50

済み分割マルチメディア情報 D 3 a と復号化キー K 1 a を取得する。復号化キー K 1 a で暗号化済み分割マルチメディア情報 D 1 a を復号化し (S 5 0)、分割マルチメディア情報 D 1 を得る。そして、この分割マルチメディア情報 D 1 が照合処理 P 1 で用いられる。

【 0 0 8 1 】

次に、照合処理 P 2 が実行されると、復号部 2 7 は第 2 の記憶部 3 1 から暗号化済み分割マルチメディア情報 D 2 a と復号化キー K 3 a とを取得する。暗号化済み分割マルチメディア情報 D 2 a を復号化するための複合化キー K 2 a は、照合処理 P 1 実行時に既取得しているので、この復号化キー K 2 a を用いて暗号化済み分割マルチメディア情報 D 2 a を復号化し (S 5 1)、分割マルチメディア情報 D 2 を得る。そして、この分割マルチメディア情報 D 2 が照合処理 P 2 で用いられる。

10

【 0 0 8 2 】

次に、照合処理 P 3 が実行されると、復号部 2 7 は、照合処理 P 1 , P 2 実行時で既取得している暗号化済み分割マルチメディア情報 D 3 a と復号化キー K 3 a を用いて、上記と同様に復号化を行い (S 5 2)、分割マルチメディア情報 D 3 を得る。そして、この分割マルチメディア情報 D 3 が照合処理 P 3 で用いられる。

【 0 0 8 3 】

このように、照合時には、異なる記憶部に格納されている復号化キーを用いて暗号化された情報を復号化して、その後実施例 1 における照合処理を行う。このように構成することで、各照合処理をおこなう際に、次の段階の照合処理で用いる分割マルチメディア情報を復号化するための復号化キーを同時に取得することができ、次の照合処理のための分割マルチメディア情報を直ちに復号処理することができ、効率良く照合処理を進めることが可能となる。

20

【 0 0 8 4 】

以上より、分割保存するマルチメディア情報に暗号化を施すことによって、セキュリティが向上する。その際に、暗号化したマルチメディア情報を復元するキーとなる情報を、暗号化したマルチメディア情報を記憶する記憶部とは異なる記憶部に保存することで、暗号化されたマルチメディア情報が盗難に遭っても、その暗号化を解除するキーは別の記憶部に格納されているので、暗号化を解除することができない。

【 0 0 8 5 】

(実施例 7)

本実施例では、実施例 2 で説明した各分割マルチメディア情報をそれぞれ暗号化し、その暗号化をおこなうための暗号化キーを暗号化した分割マルチメディア情報とは異なる分割マルチメディア情報を基にして生成する。本実施例では、図 1 1 と同様の登録装置、図 1 2 と同様の照合装置を用いる。また、本実施例での照合処理は実施例 1 と同様である。

30

【 0 0 8 6 】

図 1 5 は、本実施例におけるマルチメディア情報を記憶部に格納する場合の暗号化のフローを示す。まず、登録対象者のマルチメディア情報 B をマルチメディア情報取得部 5 1 により取得し、マルチメディア情報分割部 5 2 でマルチメディア情報を分割し (S 6 0)、分割マルチメディア情報 D 1 , D 2 , D 3 を作成する。次に暗号化関数 (例えば、ハッシュ関数等) を用いて、分割マルチメディア情報 D 1 から暗号化キー K 2 を作成する (S 6 1)。分割マルチメディア情報 D 2 , D 3 も同様にして、それぞれ暗号化キー K 3 , K 1 を作成する (S 6 2 , S 6 3)。

40

【 0 0 8 7 】

分割マルチメディア情報 D 1 は暗号化キー K 1 で暗号化され (S 6 4)、暗号化済み分割マルチメディア情報 D 1 a となる。分割マルチメディア情報 D 2 は暗号化キー K 2 で暗号化され (S 6 5)、暗号化済み分割マルチメディア情報 D 2 a となる。分割マルチメディア情報 D 3 は暗号化キー K 3 で暗号化され (S 6 6)、暗号化済み分割マルチメディア情報 D 3 a となる。ここで、暗号化には共通鍵方式を採用する。したがって、暗号化キーと復号化キーは同一である。

【 0 0 8 8 】

50

それから、分割マルチメディア情報 D 1 a は格納制御部 5 4 によって第 1 の記憶部 5 3 に格納され、分割マルチメディア情報 D 2 a は第 2 の記憶部 3 1 に格納される。また、分割マルチメディア情報 D 3 a は、復号化キー K 1 a (すなわち、暗号化キー K 1 のことである) と共に第 3 の記憶部 4 1 に格納される。

【 0 0 8 9 】

図 1 6 は、本実施例における暗号化した分割マルチメディア情報の復号化のフローを示す。まず、照合処理 P 1 が実行されると、復号部 2 7 は第 1 の記憶部 2 3 から暗号化済み分割マルチメディア情報 D 1 a を取得し、第 3 の記憶部から暗号化済み分割マルチメディア情報 D 3 a と復号化キー K 1 a を取得する。復号化キー K 1 a で暗号化済み分割マルチメディア情報 D 1 a を復号化し (S 7 0)、分割マルチメディア情報 D 1 を得る。そして、この分割マルチメディア情報 D 1 が照合処理 P 1 で用いられる。

10

【 0 0 9 0 】

次に、照合処理 P 2 が実行されると、復号部 2 7 は第 2 の記憶部 3 1 から暗号化済み分割マルチメディア情報 D 2 a を取得する。また、暗号化関数を用いて、照合処理 P 1 実行時に取得した分割マルチメディア情報 D 1 から復号化キー K 2 a を取得する。この復号化キー K 2 a を用いて暗号化済み分割マルチメディア情報 D 2 a を復号化し (S 5 1)、分割マルチメディア情報 D 2 を得る。そして、この分割マルチメディア情報 D 2 が照合処理 P 2 で用いられる。

【 0 0 9 1 】

次に、照合処理 P 3 が実行されると、復号部 2 7 は、暗号化関数を用いて、照合処理 P 2 実行時に取得した分割マルチメディア情報 D 2 から復号化キー K 3 a を取得する。この復号化キー K 3 a を用いて、照合処理 P 1 実行時に取得した暗号化済み分割マルチメディア情報 D 3 a を復号化し (S 5 1)、分割マルチメディア情報 D 3 を得る。そして、この分割マルチメディア情報 D 3 が照合処理 P 3 で用いられる。

20

【 0 0 9 2 】

このように、照合時には、異なる記憶部に格納されている分割マルチメディア情報から暗号化を解除するための復号化キーを生成し、その復号化キーを用いて暗号化を解除して、その後実施例 1 における照合処理を行う。このように構成することで、各照合処理を行う際に次の段階の照合処理の分割マルチメディア情報を復号化するための復号化キーを同時に生成することができ、次の照合処理のための分割マルチメディア情報を直ちに復号化することができ、効率良く照合処理を進めることが可能となる。

30

【 0 0 9 3 】

ところが、このままでは全てのマルチメディア情報が暗号化されているため、いずれの復号化キーも生成することができず暗号化を解除することが不可能であるので、いずれか一つの複合化キーは何らかの手段で別に取得する必要がある。本実施例では、第 3 の記憶部に暗号化済み分割マルチメディア情報 D 3 a を復号化するための復号化キーを暗号化を施さずに記憶する構成としている。このように構成することによっても、記憶部 1 と記憶部 3 の情報が同時に盗まれない限り、暗号化されたマルチメディア情報を復号化することはできずセキュリティを高く保つことができる。

【 0 0 9 4 】

40

以上より、実施例 6 と同様に、分割保存するマルチメディア情報に暗号化を施すことによって、セキュリティが向上する。その際に、暗号化したマルチメディア情報を復元するキーとなる情報を、暗号化したマルチメディア情報を記憶する記憶部とは異なる記憶部に保存する別のマルチメディア情報を元に作成することで、暗号化されたマルチメディア情報が盗難に遭っても、その暗号化を解除するキーは別の記憶部に格納されているマルチメディア情報が元になっているので、暗号化を解除することができない。

【 0 0 9 5 】

(実施例 8)

本実施例では、実施例 2 で説明した各分割マルチメディア情報をそれぞれ暗号化し、その暗号化をおこなうための暗号化キーを暗号化した分割マルチメディア情報とは異なる分

50

割マルチメディア情報を基にして生成する。本実施例では、図 1 1 と同様の登録装置、図 1 2 と同様の照合装置を用いる。また、本実施例での照合処理は実施例 1 と同様である。

【 0 0 9 6 】

図 1 7 は、本実施例におけるマルチメディア情報を記憶部に格納する場合の暗号化のフロー（例 1）を示す。まず、登録対称者のマルチメディア情報 B をマルチメディア情報取得部 5 1 で取得し、マルチメディア情報分割部 5 2 でこのマルチメディア情報を分割し（S 8 0）、分割マルチメディア情報 D 1, D 2, D 3 を作成する。分割マルチメディア情報 D 1 は暗号部 5 5 で分割マルチメディア情報 D 3 によって暗号化され（S 8 1）、暗号化済み分割マルチメディア情報 D 1 a を得る。ここでの暗号化処理は、分割マルチメディア情報 D 1 を構成しているビット情報と分割マルチメディア情報 D 3 を構成しているビット情報との論理演算（AND 演算、OR 演算、排他的論理和演算等）である。S 8 1 で得られた暗号化済み分割マルチメディア情報 D 1 a を格納制御部 5 4 により第 1 の記憶部 5 3 へ格納する。

10

【 0 0 9 7 】

マルチメディア情報 D 2 についても上記と同様であり、分割マルチメディア情報 D 2 は分割マルチメディア情報 D 1 によって暗号化され（S 8 2）、暗号化済み分割マルチメディア情報 D 2 a を得る。S 8 2 で得られた暗号化済み分割マルチメディア情報 D 2 a を第 2 の記憶部 3 1 へ格納する。

【 0 0 9 8 】

マルチメディア情報 D 3 については、暗号化をせずに、そのまま第 3 の記憶部 4 1 へ格納する。

20

このように、各分割マルチメディア情報をそれぞれ暗号化し、その暗号化を行うための暗号化キーとして暗号化した分割マルチメディア情報とは異なる分割マルチメディア情報を利用する。

【 0 0 9 9 】

図 1 8 は、本実施例における暗号化した分割マルチメディア情報の復号化のフロー（例 1）を示す。まず、照合処理 P 1 が実行されると、復号部 2 7 は第 1 の記憶部 2 3 から暗号化済み分割マルチメディア情報 D 1 a を取得し、第 3 の記憶部から分割マルチメディア情報 D 3 を取得する。暗号化済み分割マルチメディア情報 D 1 a は、分割マルチメディア情報 D 3 を復号化キー K 1 a として用いることで復号化され（S 9 0）、分割マルチメディア情報 D 1 を得る。

30

【 0 1 0 0 】

次に、照合処理 P 2 が実行されると、復号部 2 7 は第 2 の記憶部 3 1 から暗号化済み分割マルチメディア情報 D 2 a を取得する。暗号化済み分割マルチメディア情報 D 2 a は、分割マルチメディア情報 D 1 を復号化キー K 2 a として用いることで復号化され（S 9 1）、分割マルチメディア情報 D 2 を得る。

【 0 1 0 1 】

次に、照合処理 P 3 が実行されると、復号部 2 7 は、既に取得している分割マルチメディア情報 D 3 を照合処理 P 3 へ渡す。

このように、照合時には、異なる記憶部に格納されている分割マルチメディア情報を暗号化を解除するための復号化キーとして利用して暗号化を解除し、その後に実施例 1 における照合処理を行う。このように構成することで、各照合処理を行う際に次の段階の照合処理のための分割マルチメディア情報を復号化するための復号キーを得ることができ、次の照合処理のための分割マルチメディア情報を直ちに復号処理することができ、効率良く照合処理を進めることが可能となる。

40

【 0 1 0 2 】

ところが、このまま全てのマルチメディア情報を暗号化した状態で保存すると、いずれの暗号化も解除することが不可能であるので、いずれか一つのマルチメディア情報は暗号化しない状態で保存しておく必要がある。本実施例では、第 3 の記憶部に記憶する分割マルチメディア情報 D 3 は暗号化を施さずに記憶する構成としている。このように構成する

50

ことによっても、第1の記憶部と第3の記憶部の情報が同時に盗まれない限り、暗号化されたマルチメディア情報を復号化することはできず、セキュリティを高く保つことができる。

【0103】

また、本実施例のフローは以下に示す図19、図20のようにしてもよい。

図19は、本実施例におけるマルチメディア情報を記憶部に格納する場合の暗号化のフロー（例2）を示す。まず、マルチメディア情報分割部52で登録対象者のマルチメディア情報Bを分割し（S100）、分割マルチメディア情報D1、D2、D3を作成する。分割マルチメディア情報D2は暗号部55で分割マルチメディア情報D1によって暗号化され（S102）、暗号化済み分割マルチメディア情報D2aを得る。ここでの暗号化処理は、図18で説明したものと同様である。S102で得られた暗号化済み分割マルチメディア情報D2aを第2の記憶部31へ格納する。

10

【0104】

マルチメディア情報D3についても上記と同様であり、分割マルチメディア情報D3は分割マルチメディア情報D2によって暗号化され（S103）、暗号化済み分割マルチメディア情報D3aを得る。S103で得られた暗号化済み分割マルチメディア情報D3aを第3の記憶部41へ格納する。

【0105】

マルチメディア情報D1については、S103で暗号化処理された暗号化済み分割マルチメディア情報D3aを暗号化キーK1として、暗号化され（S101）、暗号化済み分割マルチメディア情報D1aを得る。S101で得られた暗号化済み分割マルチメディア情報D1aを第1の記憶部53へ格納する。

20

【0106】

図20は、本実施例における暗号化した分割マルチメディア情報の復号化のフロー（例2）を示す。まず、照合処理P1が実行されると、復号部27は第1の記憶部23から暗号化済み分割マルチメディア情報D1aを取得し、第3の記憶部から暗号化済み分割マルチメディア情報D3aを取得する。暗号化済み分割マルチメディア情報D1aは、暗号化済み分割マルチメディア情報D3aを復号化キーK1aとして用いることで復号化され（S110）、分割マルチメディア情報D1を得る。

【0107】

次に、照合処理P2が実行されると、復号部27は第2の記憶部31から暗号化済み分割マルチメディア情報D2aを取得する。暗号化済み分割マルチメディア情報D2aは、分割マルチメディア情報D1を復号化キーK2aとして用いることで復号化され（S111）、分割マルチメディア情報D2を得る。

30

【0108】

次に、照合処理P3が実行されると、分割マルチメディア情報D2を復号化キーK3aとして用いることで、暗号化済み分割マルチメディア情報D3aは復号化され（S112）、分割マルチメディア情報D3を得る。

【0109】

したがって、図19、図20のように、暗号化を施した分割マルチメディア情報を暗号化/復号化キーとして用いることにより、分割マルチメディア情報を安全に保つことも可能である。

40

【0110】

以上より、実施例6と同様に、分割保存するマルチメディア情報に暗号化を施すことによって、セキュリティが向上する。その際に、暗号化したマルチメディア情報を復元するキーとなる情報を、暗号化したマルチメディア情報を記憶する記憶部とは異なる記憶部に保存する別のマルチメディア情報自体とすることで、暗号化されたマルチメディア情報が盗難に遭っても、その暗号化を解除するには別の記憶部に格納されているマルチメディア情報が必要となるので、暗号化を解除することができない。

【0111】

50

(実施例 9)

本実施例は、複数の個人に属する分割マルチメディア情報を組み合わせて合成し、複数の記憶部に記憶する。

【0112】

図 21 は、本実施例における複数の個人に属する分割マルチメディア情報を組み合わせて合成する概要を示す。登録対象者 1 a に属するマルチメディア情報 A 1 a を分割したものを D 1 - 1 a、D 2 - 1 a、D 3 - 1 a とし、登録対象者 1 b に属するマルチメディア情報 A 1 b を分割したものを D 1 - 1 b、D 2 - 1 b、D 3 - 1 b とし、登録対象者 1 c に属するマルチメディア情報 A 1 c を分割したものを D 1 - 1 c、D 2 - 1 c、D 3 - 1 c とする。

10

【0113】

次に分割したこれらのマルチメディア情報を他人のマルチメディア情報と組み合わせて各記憶部に格納する。ここで、9つの分割された各情報を3つずつ組み合わせることについて説明する。A 1 a に着目すると、分割した D 1 - 1 a、D 2 - 1 a、D 3 - 1 a を組み合わせる場合には、これらの情報ができるだけ同一組にならないようにする。A 1 b、A 1 c についても同様である。このようにして組み合わせると、合成情報 G 1 (D 1 - 1 a, D 1 - 1 b, D 1 - 1 c)、合成情報 G 2 (D 2 - 1 a, D 2 - 1 b, D 2 - 1 c)、合成情報 G 3 (D 3 - 1 a, D 3 - 1 b, D 3 - 1 c) の3組のマルチメディア情報が作成され、これらをそれぞれ第1の記憶部 5 3、第2の記憶部 3 1、第3の記憶部 4 1 に記憶する。本実施例における登録装置の概要は、図 5 と同様である。図 5 において、マルチメディア情報取得部 5 1 により取得した複数の登録対象者のマルチメディア情報は、マルチメディア情報分割部 5 2 に送出され、上記の手順でマルチメディア情報は、分割・組み合わせられ、各記憶部に格納される。

20

【0114】

図 22 は、図 21 で分割・組み合わせられたマルチメディア情報を照合する場合の処理を示す。照合処理は実施例 1 と同様である。照合対象者が 1 a の場合、照合処理 P 1 において照合対象者 1 a に属するマルチメディア情報 D 1 - 1 a を取得しなければならない。よって、マルチメディア情報合成部 2 5 は、第1の記憶部 2 3 に格納した合成情報 G 1 (D 1 - 1 a, D 1 - 1 b, D 1 - 1 c) を取得し、情報抽出処理 P 2 5 1 で合成情報 G 1 から D 1 - 1 a を取得し、照合処理 P 1 へ渡す。また、マルチメディア情報合成部 2 5 は、第2の記憶部 3 1 に格納した合成情報 G 2 (D 2 - 1 a, D 2 - 1 b, D 2 - 1 c) を取得し、情報抽出処理 P 2 5 2 で合成情報 G 2 から D 2 - 1 a を取得し、照合処理 P 2 へ渡す。また、マルチメディア情報合成部 2 5 は、第2の記憶部 4 1 に格納した合成情報 G 3 (D 3 - 1 a, D 3 - 1 b, D 3 - 1 c) を取得し、情報抽出処理 P 2 5 3 で合成情報 G 3 から D 3 - 1 a を取得し、照合処理 P 3 へ渡す。

30

【0115】

このように複数の個人に属する分割マルチメディア情報を合成したものを利用して照合処理を行う。このように構成することで特定個人の情報を取り出すことが困難となり、安全性を向上させることができる。また、合成処理の段階でデータの圧縮処理をおこなうことも可能である。データを圧縮することによって情報の転送量の削減も可能となる。

40

【0116】

以上より、複数の個人に属するマルチメディア情報を合成して保存することで、分割保存したマルチメディア情報が盗難に遭った場合でも、特定の個人のマルチメディア情報を取り出すことが困難となる。

【0117】

(実施例 10)

本実施例は、図 23 に示すように各記憶部に登録する対象者の人数を変えた場合である。分割処理は、実施例 9 と同様であるが、実施例 9 と異なるのは分割したマルチメディア情報を組み合わせて記憶部に格納するだけでなく、様々なパターンで記憶部に格納することになる。

50

【0118】

同図において、D1-1a, D1-1b, D1-1c, D2-1cは、それぞれ単体で可搬媒体3aの記憶部31a, 可搬媒体3bの記憶部31b, 可搬媒体3cの記憶部31c, 登録装置5bの記憶部53に格納される。また、D2-1a, D2-1bは組み合わせられて、合成情報G4として登録装置5aの記憶部53aに格納される。また、D3-1a, D3-1b, D3-1cは組み合わせられて、合成情報G5としてサーバ装置4の記憶部41に格納される。

【0119】

図24は、本実施例における照合を行う際にどの記憶部から情報を取り出すかの処理概要を示す。照合対象者1aを照合する場合、可搬記憶媒体3aの記憶部31aと照合装置2aの記憶部23aとサーバ装置4の記憶部41とから照合対象者1aに属するマルチメディア情報を取得する。また、照合対象者1bを照合する場合、可搬記憶媒体3bの記憶部31bと照合装置2aの記憶部23aとサーバ装置4の記憶部41とから照合対象者1bに属するマルチメディア情報を取得する。照合対象者1cを照合する場合、可搬記憶媒体3cの記憶部31cと照合装置2bの記憶部23bとサーバ装置4の記憶部41とから照合対象者1cに属するマルチメディア情報を取得する。

10

【0120】

このように構成することによって、例えば可搬型記憶媒体にはその可搬型記憶媒体を保持する個人に属するマルチメディア情報を分割したもののだけを格納することによって、可搬型記憶媒体の記憶容量を節約することが可能となる。照合装置の記憶部にも、その装置

20

【0121】

以上より、記憶容量の少ない可搬記憶媒体などには特定の個人に属するマルチメディア情報を分割したものを記憶し、記憶容量の大きなサーバには複数の個人に属するマルチメディア情報を分割したものを記憶することによって、記憶容量の少ない記憶媒体を用いた場合でも有効に照合をおこなうことが可能となる。

【0122】

なお、以上の実施例1~10で本発明についてその詳細を説明したが、この照合装置は当然一般的なコンピュータシステムとして構成することが可能である。

図25はそのようなコンピュータシステム、すなわちハードウェア環境の構成ブロック図である。同図においてコンピュータシステムは中央処理装置(CPU)62、リードオンリメモリ(ROM)63、ランダムアクセスメモリ(RAM)66、通信インタフェース(I/F)64、記憶装置67、出力I/F61、入力I/F65、可搬型記憶媒体の読み取り装置68、およびこれらの全てが接続されたバス69、出力I/F61に接続している出力装置70、入力I/F65に接続している入力装置71によって構成されている。

30

【0123】

記憶装置67としてはハードディスク、磁気ディスクなど様々な形式の記憶装置を使用することができ、このような記憶装置67、またはROM63に図2, 図4で示したフローチャートに示されたプログラム(マルチメディア情報照合部22)や、マルチメディア情報分割部52のプログラムや、マルチメディア情報合成部25のプログラムや、照合情報選択制御部26のプログラムなどや、暗号部55、復号部27のプログラムなどが格納され、そのようなプログラムがCPU62によって実行されることにより、本実施形態における個人を確認するためのマルチメディア情報の照合や、個人を確認するためのマルチメディア情報を予め格納するときの分割や、その情報の暗号化・復号化などが可能となる。

40

【0124】

このようなプログラムは、プログラム提供者側からネットワーク72、および通信I/F64を介して、例えば記憶装置67に格納されることも、また市販され、流通している可搬型記憶媒体3に格納され、読み取り装置68にセットされて、CPU62によって実

50

行されることも可能である。可搬型記憶媒体 3 としては CD-ROM、フレキシブルディスク、光ディスク、光磁気ディスク、ICカードなど様々な形式の記憶媒体を使用することができ、このような記憶媒体に格納されたプログラムが読み取り装置 68 によって読み取られる。

【0125】

また、入力装置 71 には、マルチメディア情報取得部 21 に該当し、キーボード、マウス、またはマルチメディア情報を入力するためのカメラ、マイク、スキャナ、センサー、タブレットなどを用いることが可能である。また、出力装置 70 には、ディスプレイ、プリンタ、スピーカなどを用いることが可能である。

【0126】

また、ネットワーク 72 は、インターネット、LAN、WAN、専用線、有線、無線等の通信網であってよい。

本発明を用いることにより、セキュリティの向上、照合処理の高速化、マルチメディア情報を伝送する通信路の負荷軽減を図ることができる。

【図面の簡単な説明】

【0127】

【図1】実施例1における照合装置を示す図である。

【図2】実施例1におけるマルチメディア情報照合部での照合処理の詳細なフロー（例1）を示す図である。

【図3】実施例1におけるマルチメディア画像情報の一例として、草花の葉脈を用いる例を示す図である。

【図4】実施例1におけるマルチメディア情報照合部での照合処理の詳細なフロー（例2）を示す図である。

【図5】実施例2における登録装置を示す図である。

【図6】実施例2におけるマルチメディア情報分割部により3つに分割したマルチメディア情報を各記憶部に格納する概要を示す図である。

【図7】実施例3における分割・組み合わせの概念を示す図である。

【図8】実施例3における照合装置を示す図である。

【図9】実施例4における照合装置を示す図である。

【図10】実施例5における照合装置を示す図である。

【図11】実施例6における登録装置を示す図である。

【図12】実施例6における照合装置を示す図である。

【図13】実施例6における暗号化のフローを示す図である。

【図14】実施例6における復号化のフローを示す図である。

【図15】実施例7における暗号化のフローを示す図である。

【図16】実施例7における復号化のフローを示す図である。

【図17】実施例8における暗号化のフロー（例1）を示す図である。

【図18】実施例8における復号化のフロー（例1）を示す図である。

【図19】実施例8における暗号化のフロー（例2）を示す図である。

【図20】実施例8における復号化のフロー（例2）を示す図である。

【図21】実施例9における複数の個人に属する分割マルチメディア情報を組み合わせて合成する概要を示す図である。

【図22】実施例9における照合装置を示す図である。

【図23】実施例10における、各記憶部に記憶する対象者の人数を変えた場合の記憶装置の格納例を示す。

【図24】実施例10における照合を行う際にどの記憶部から情報を取り出すかの処理概要を示す図である。

【図25】本発明におけるハードウェア環境の構成ブロック図である。

【符号の説明】

【0128】

10

20

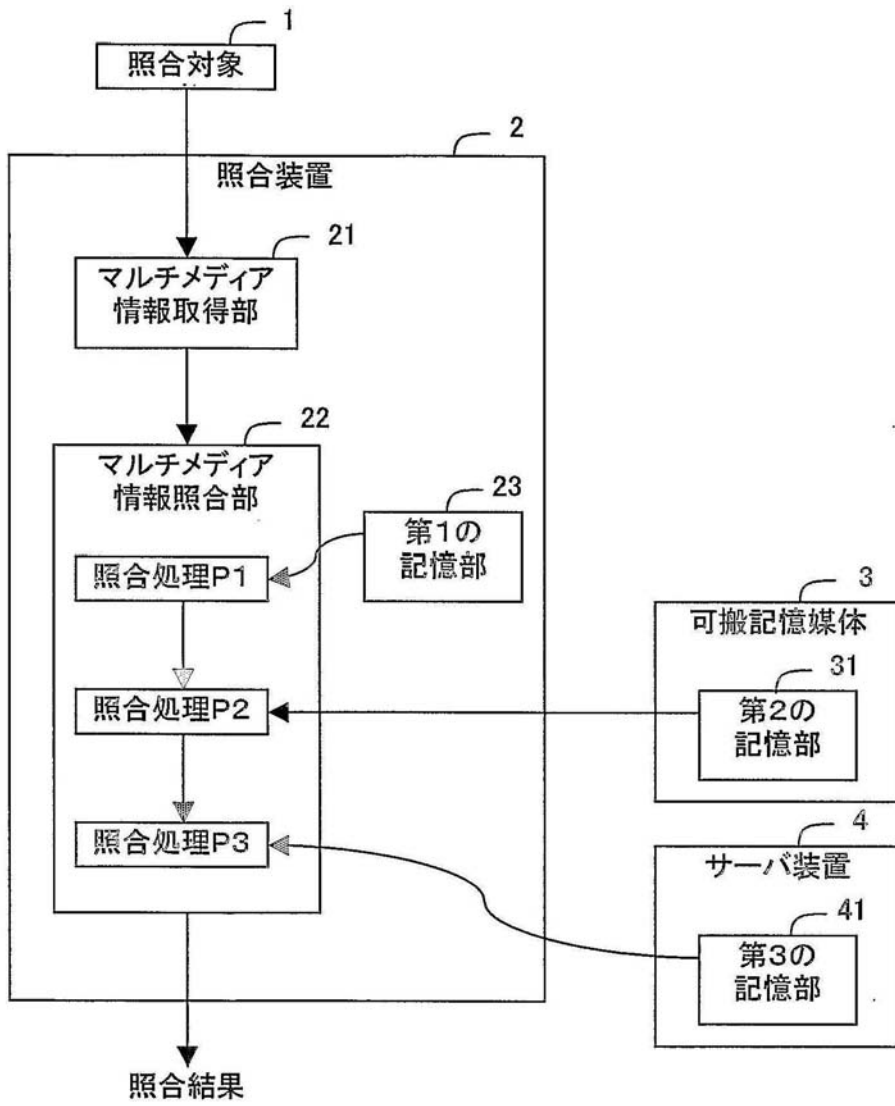
30

40

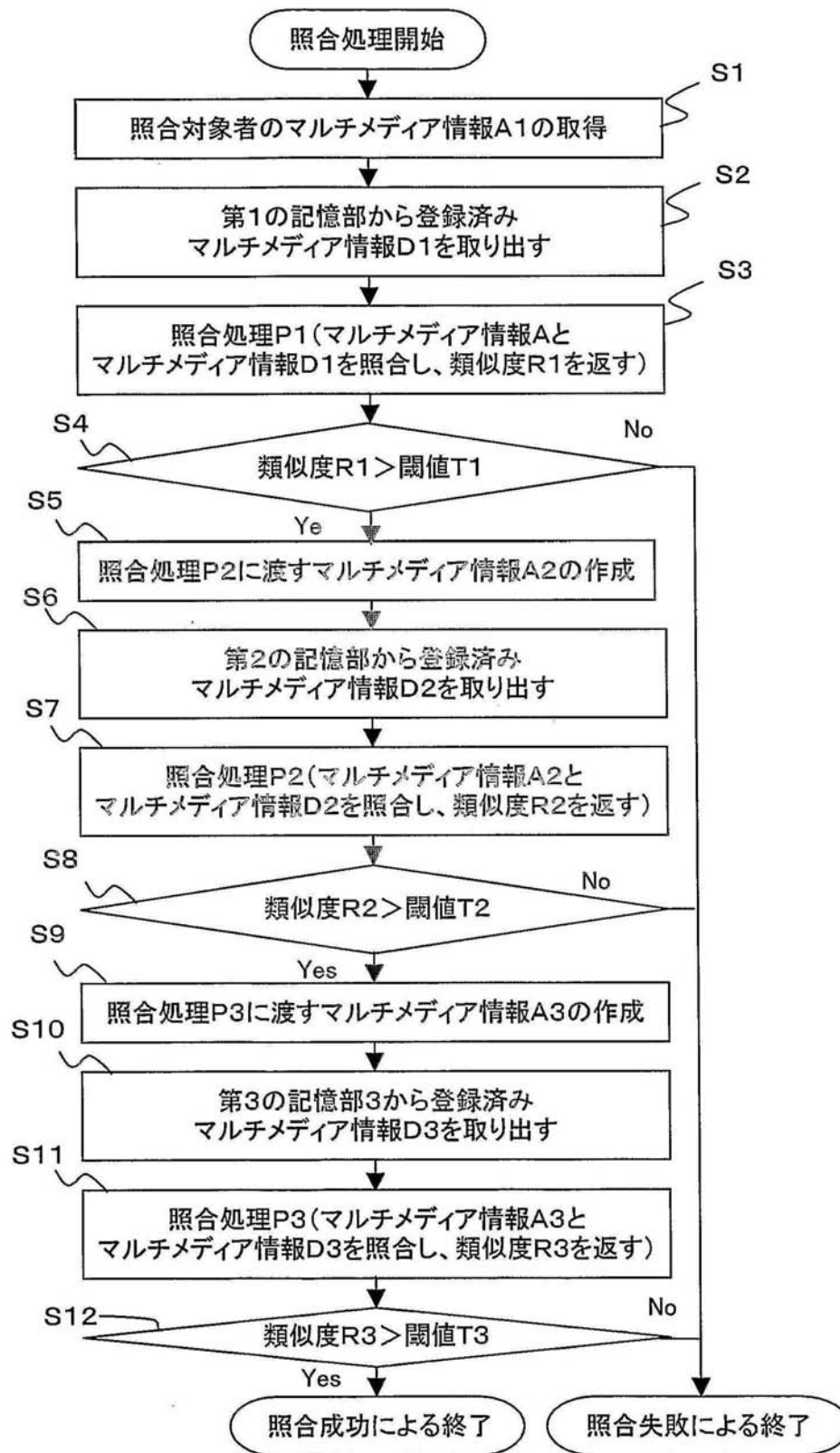
50

2	照合装置	
2 1	マルチメディア情報取得部	
2 2	マルチメディア情報照合部	
2 3	第 1 の記憶部	
2 5	マルチメディア情報合成部	
2 6	照合情報選択制御部	
2 7	復号部	
3	可搬記憶媒体	
3 1	第 2 の記憶部	
4	サーバ装置	10
4 1	第 3 の記憶部	
5	登録装置	
5 1	マルチメディア取得部	
5 2	マルチメディア分割部	
5 3	第 1 の記憶部	
5 4	格納制御部	
5 5	暗号部	
6 1	出力 I / F	
6 2	C P U	
6 3	R O M	20
6 4	通信 I / F	
6 5	入力 I / F	
6 6	R A M	
6 7	記憶装置	
6 8	可搬型記憶媒体の読み取り装置	
6 9	バス	
7 0	出力装置	
7 1	入力装置	
7 2	ネットワーク	

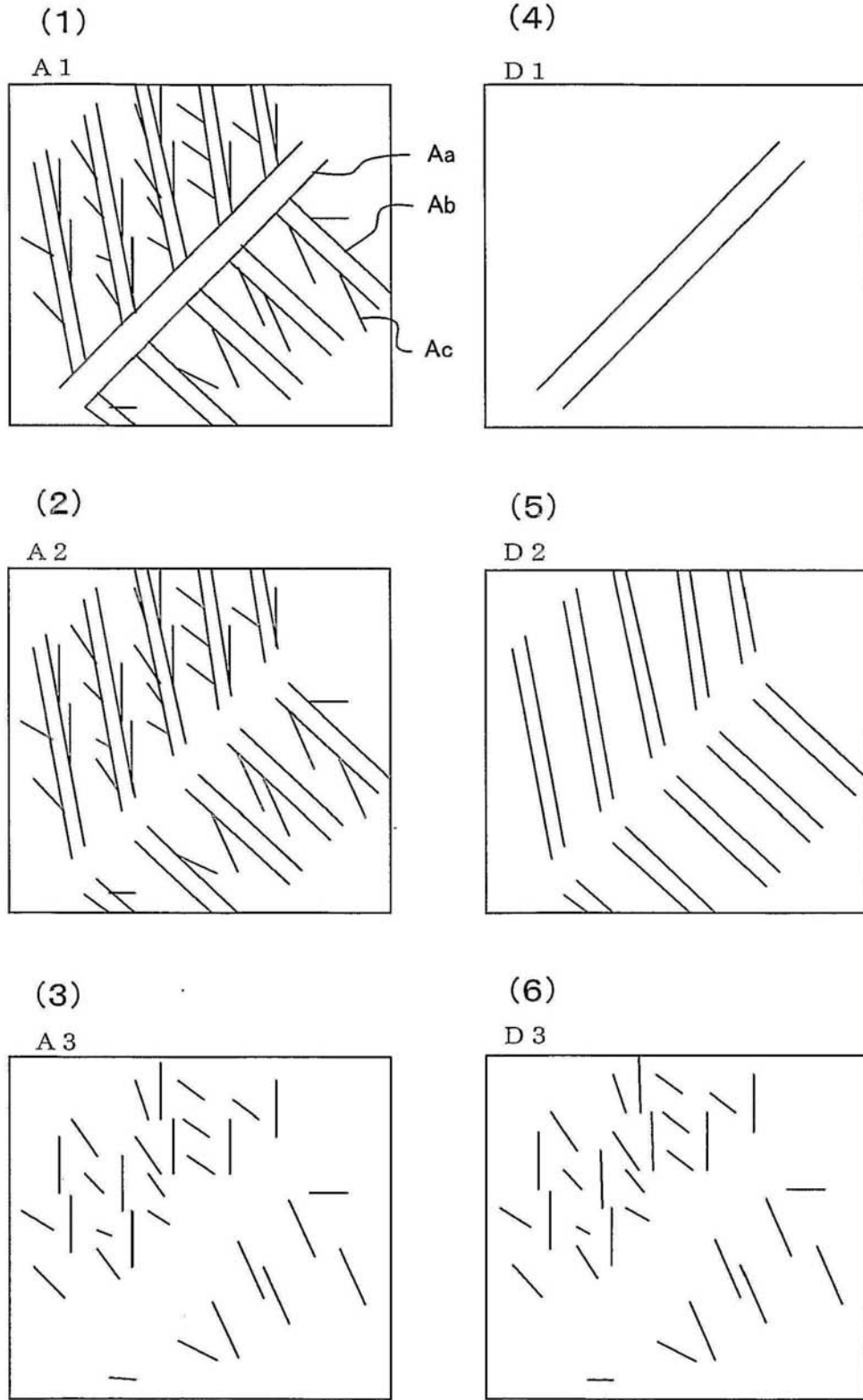
【図1】



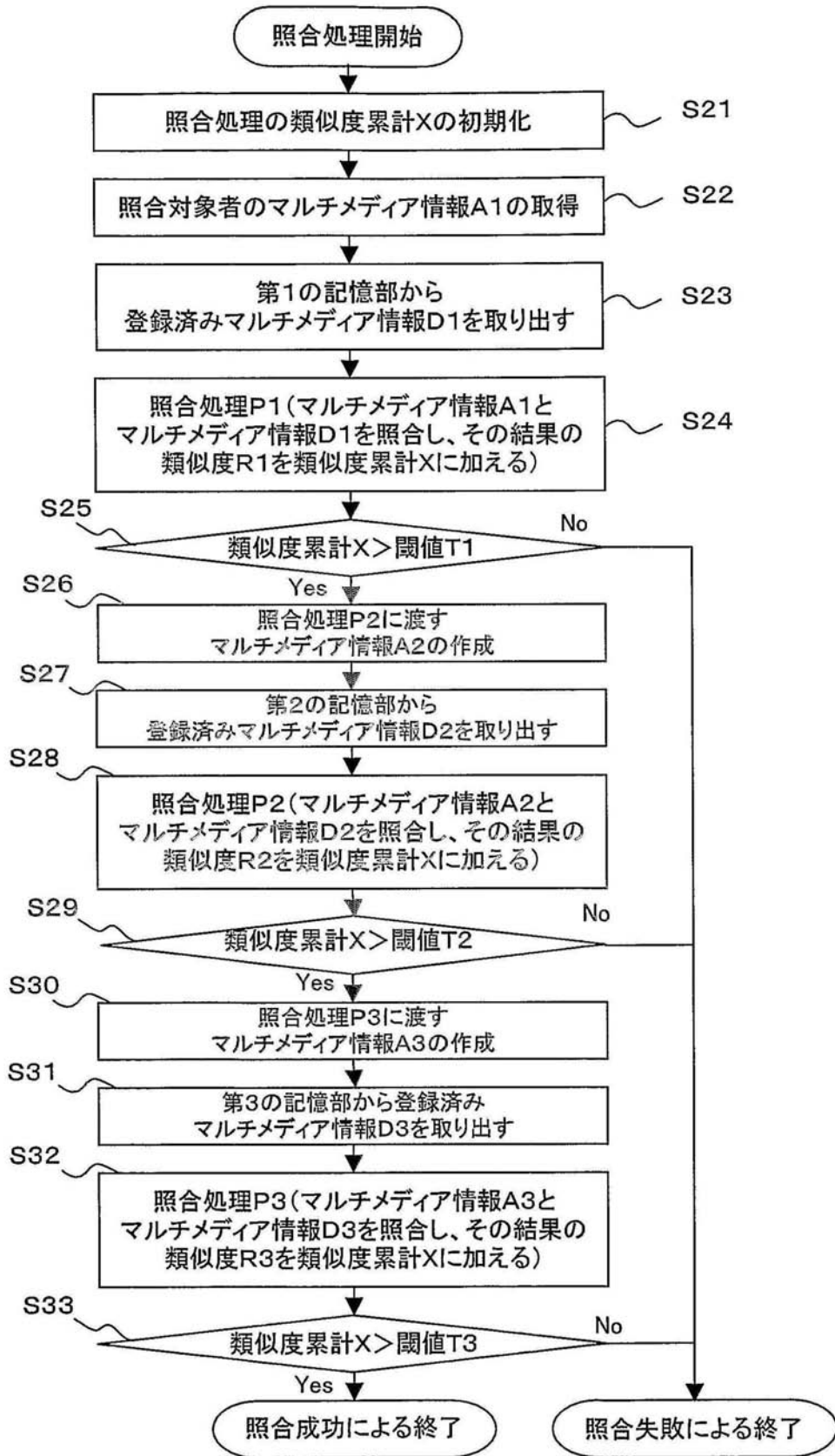
【図2】



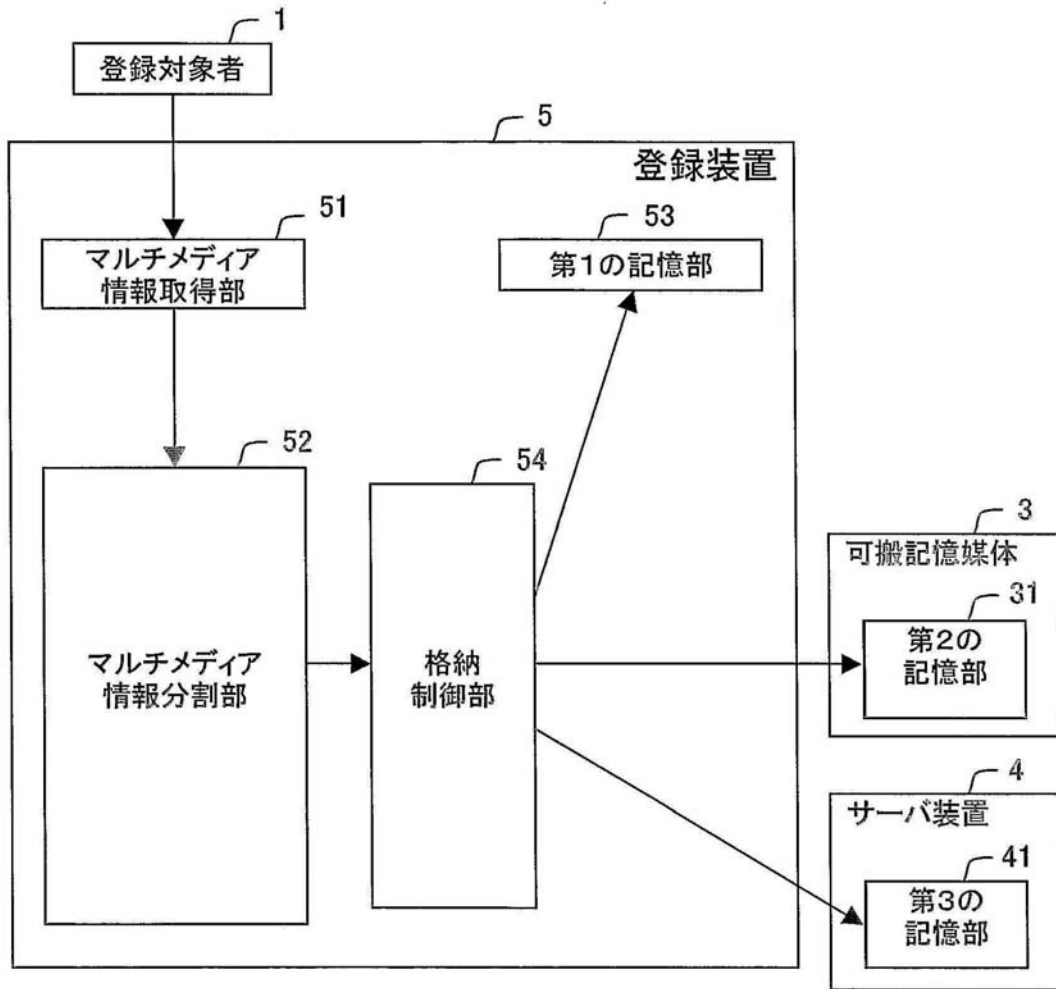
【図3】



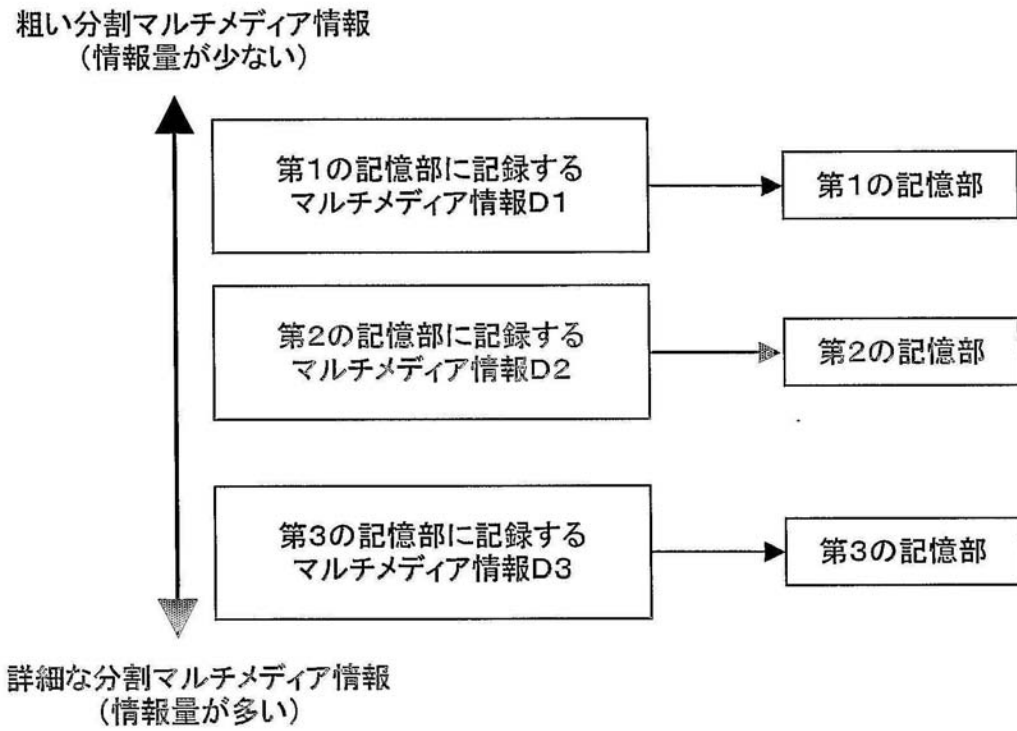
【図4】



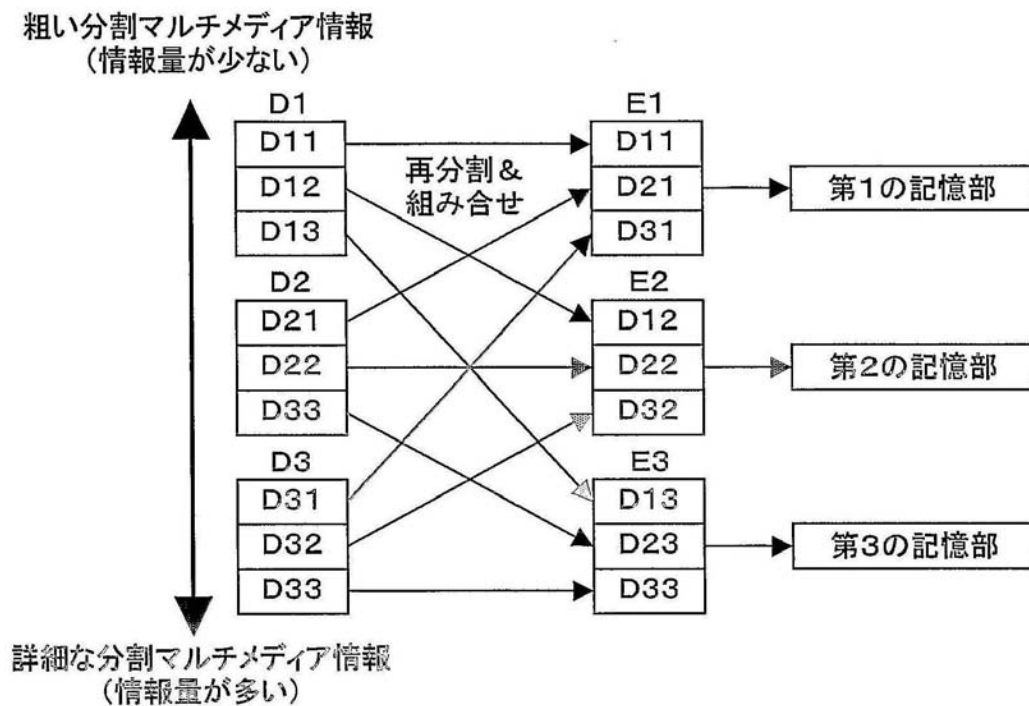
【図5】



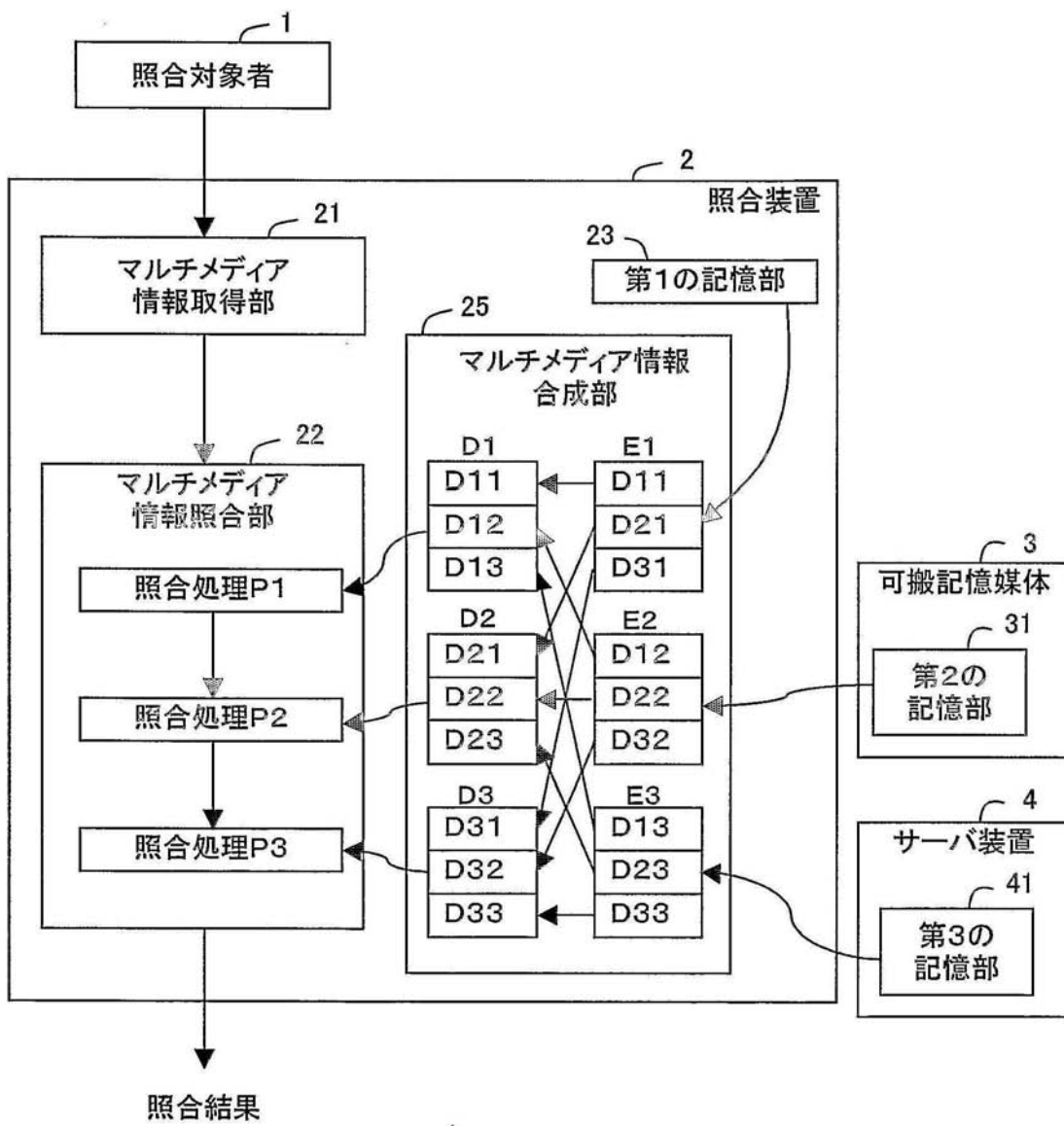
【図6】



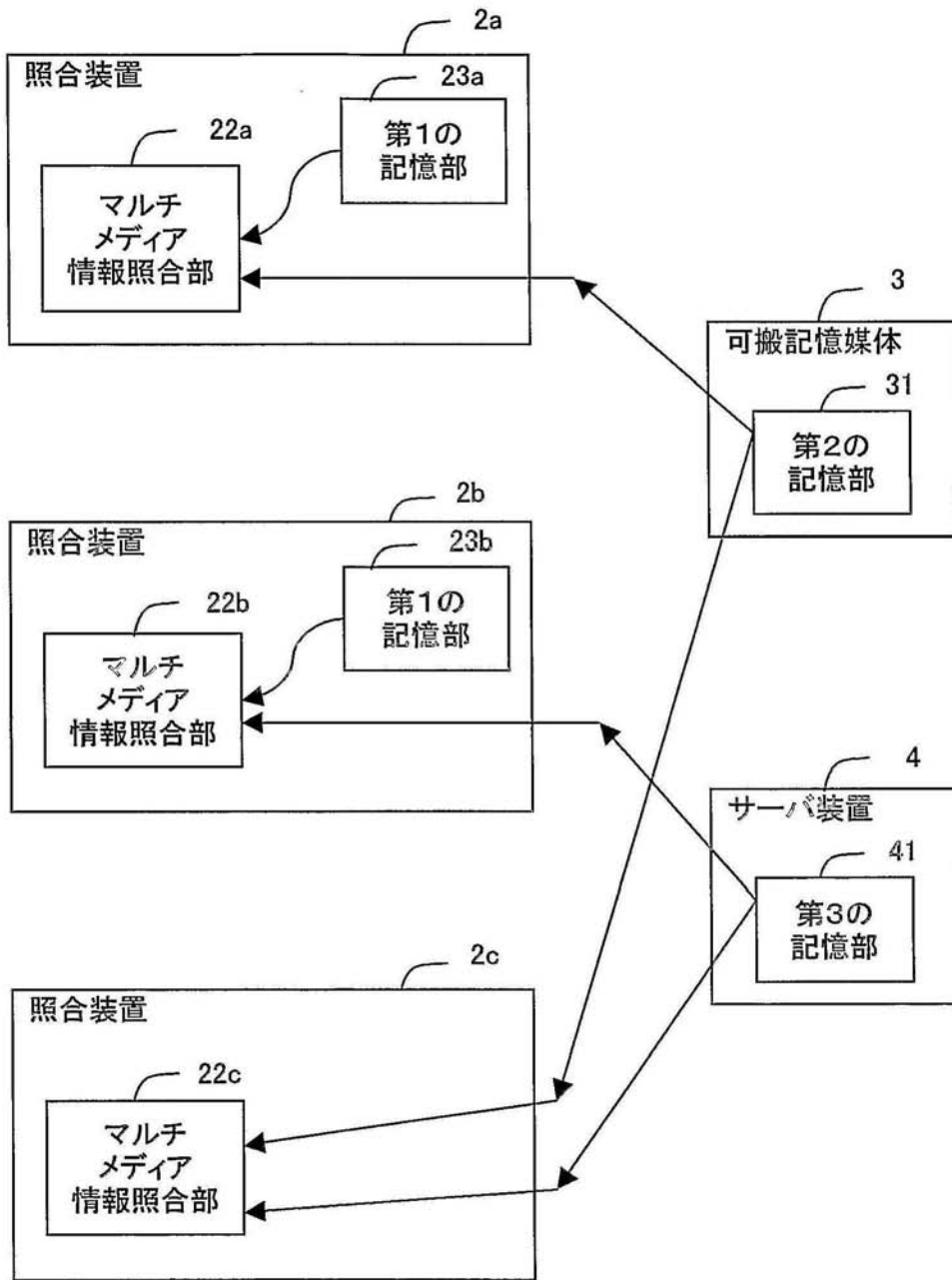
【図7】



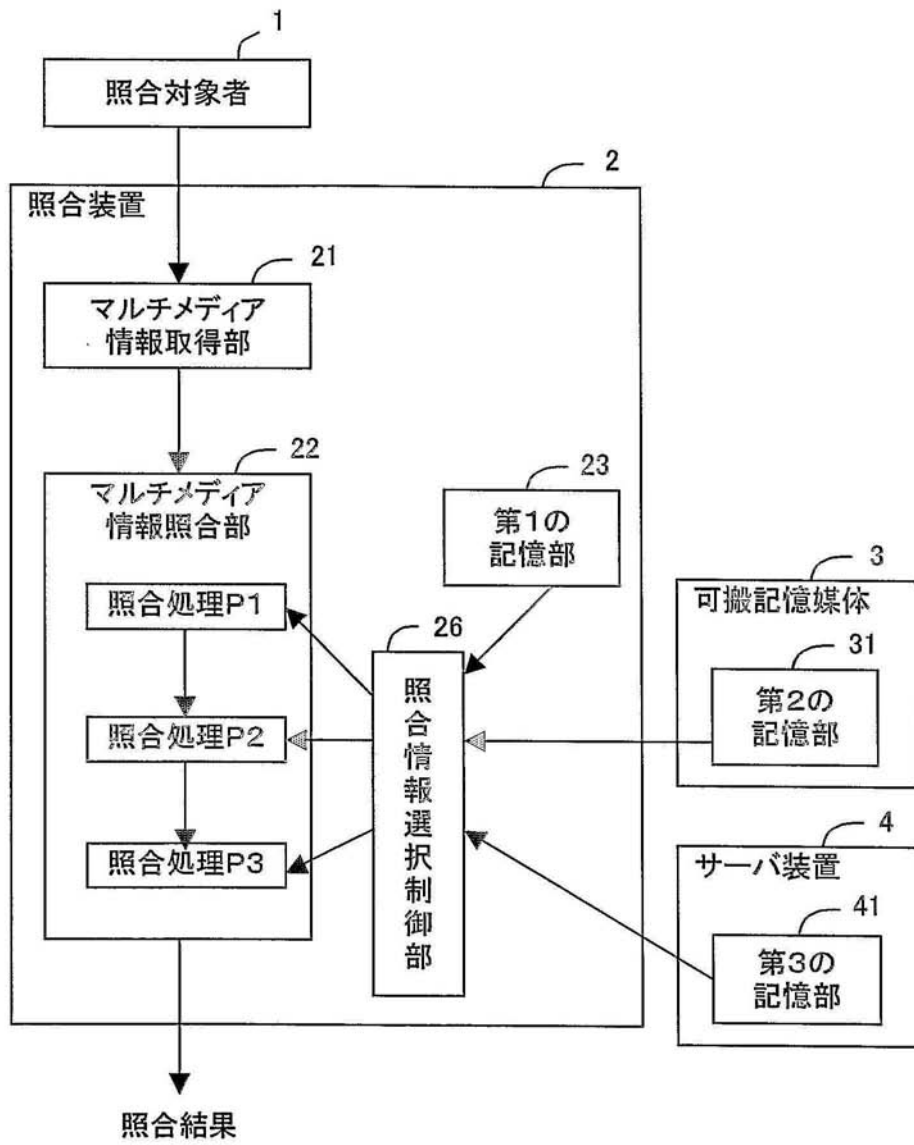
【図8】



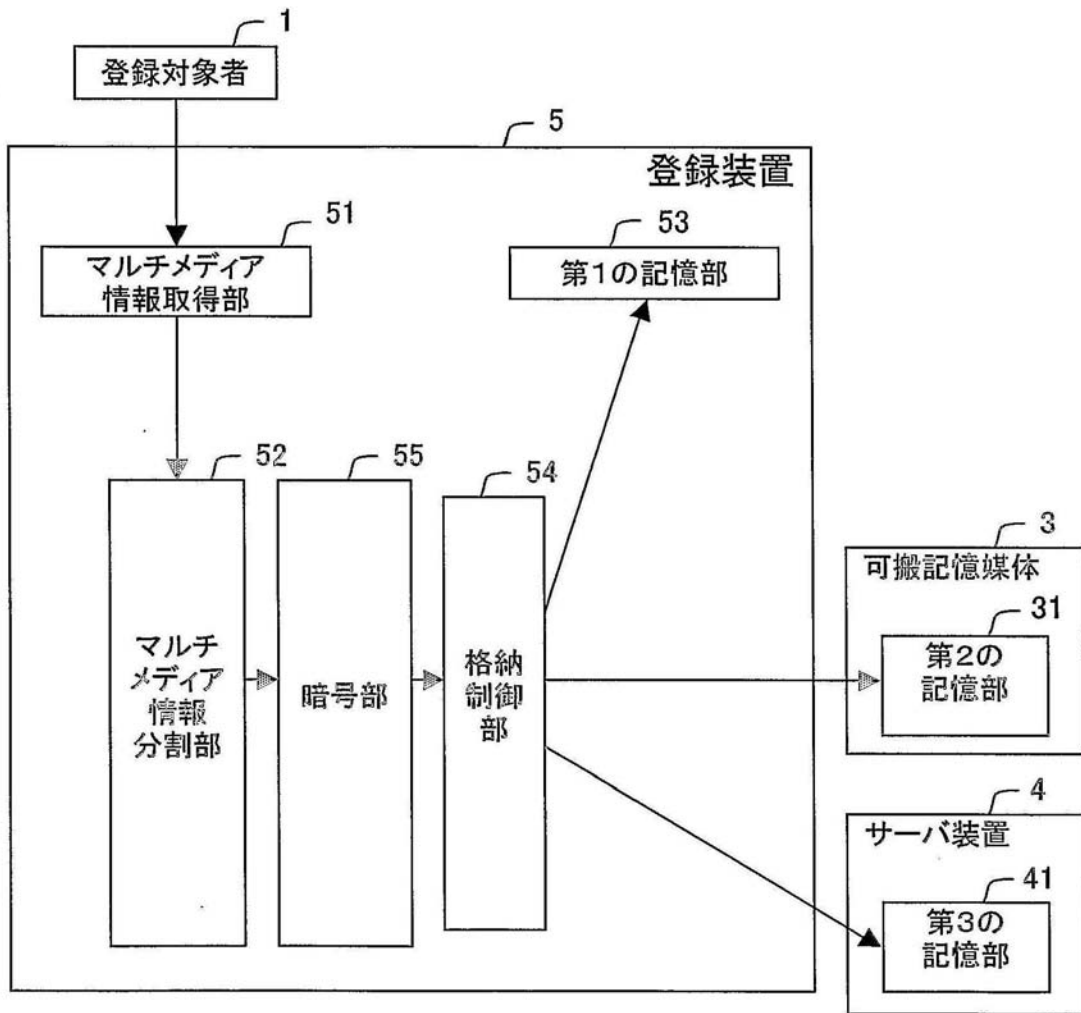
【図9】



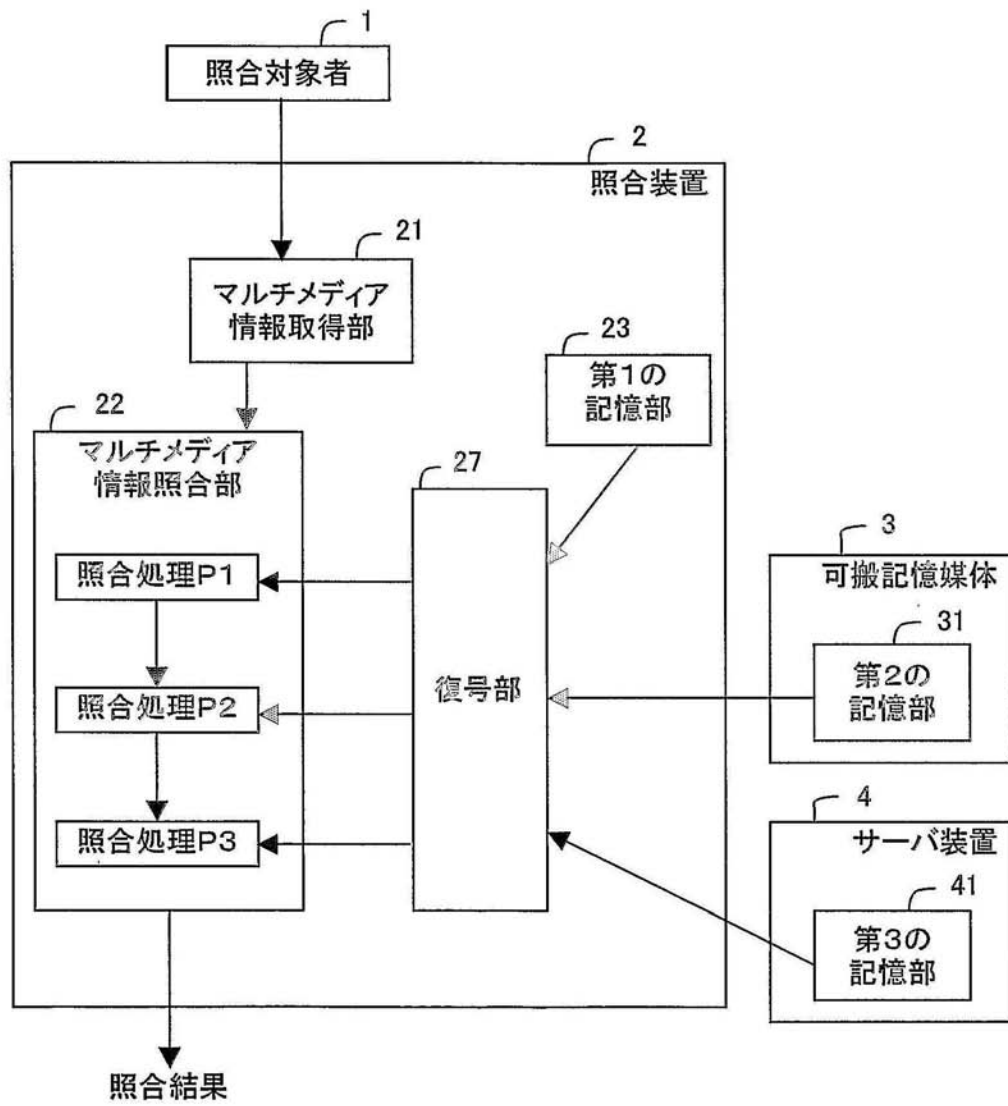
【図10】



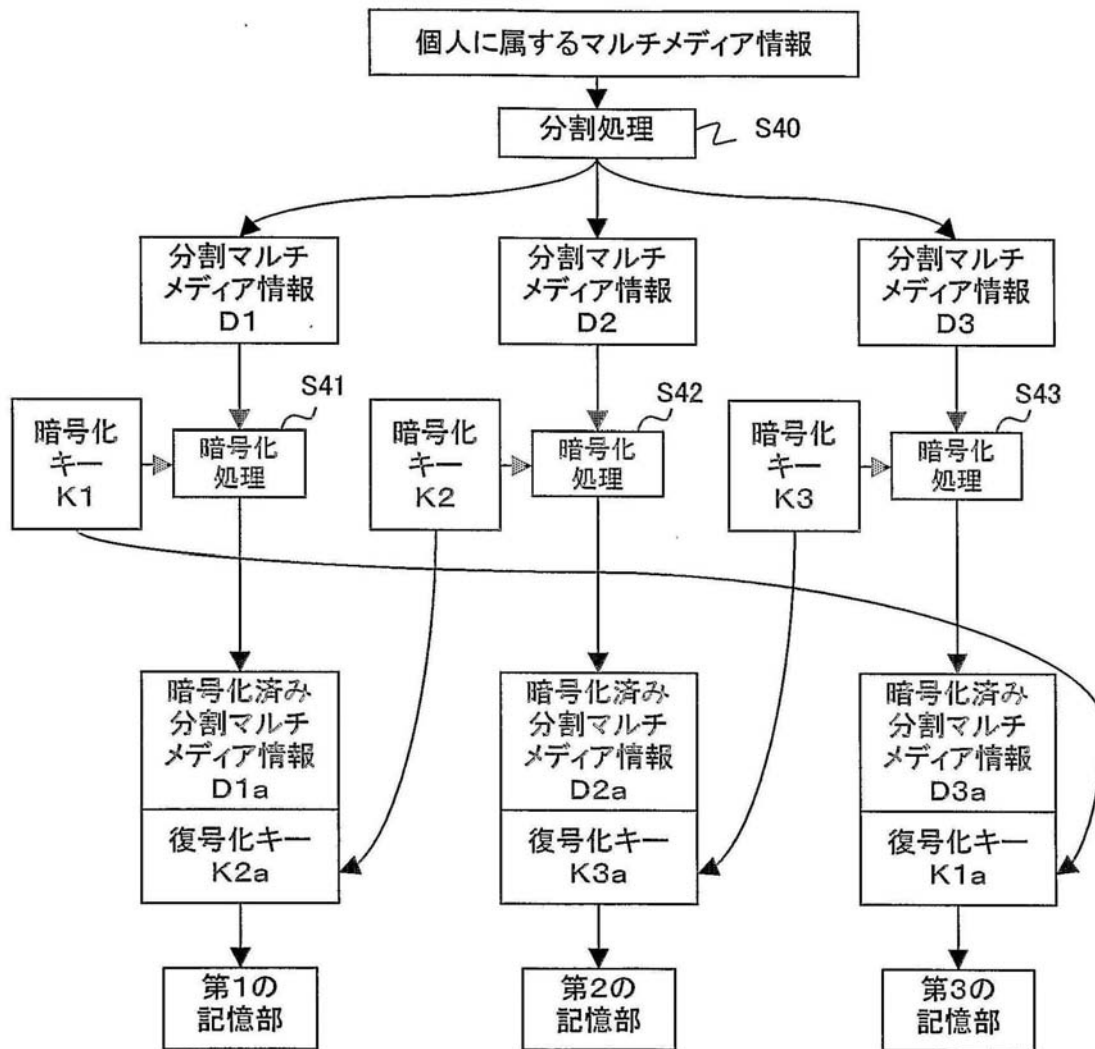
【図11】



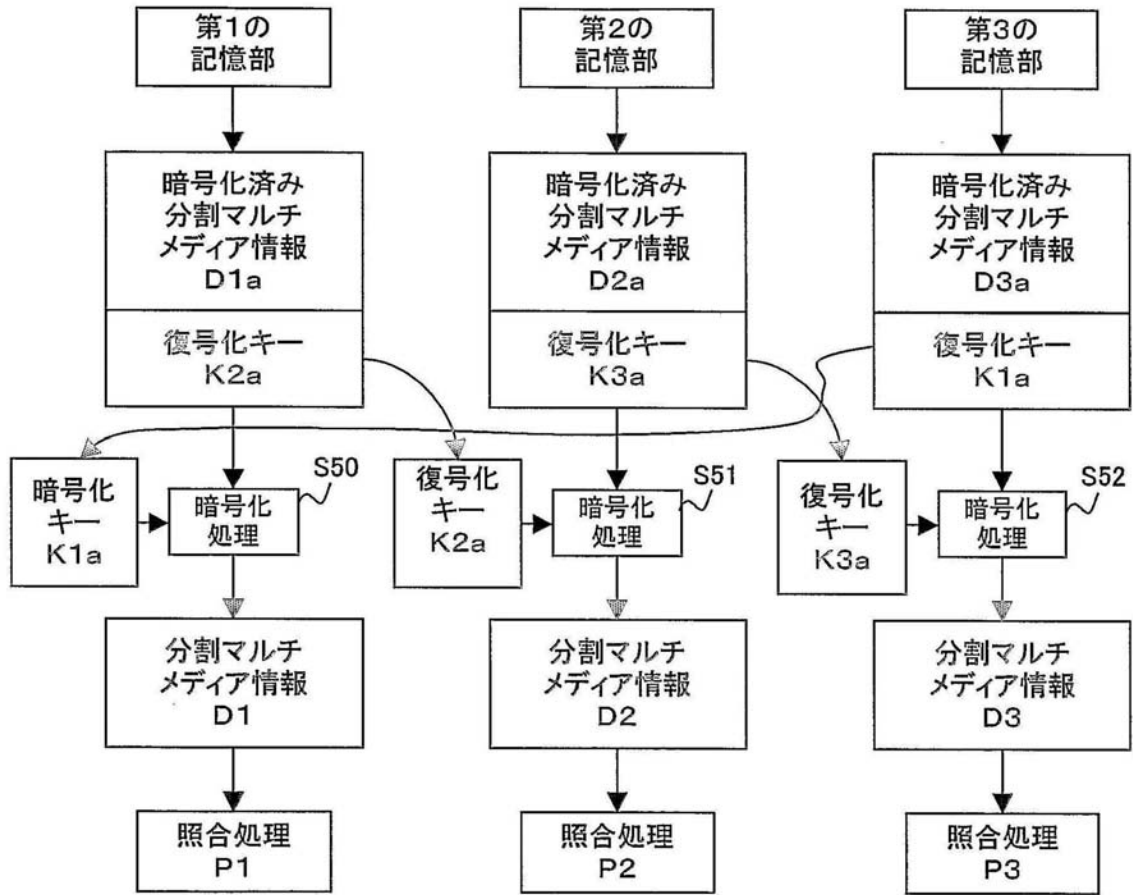
【図12】



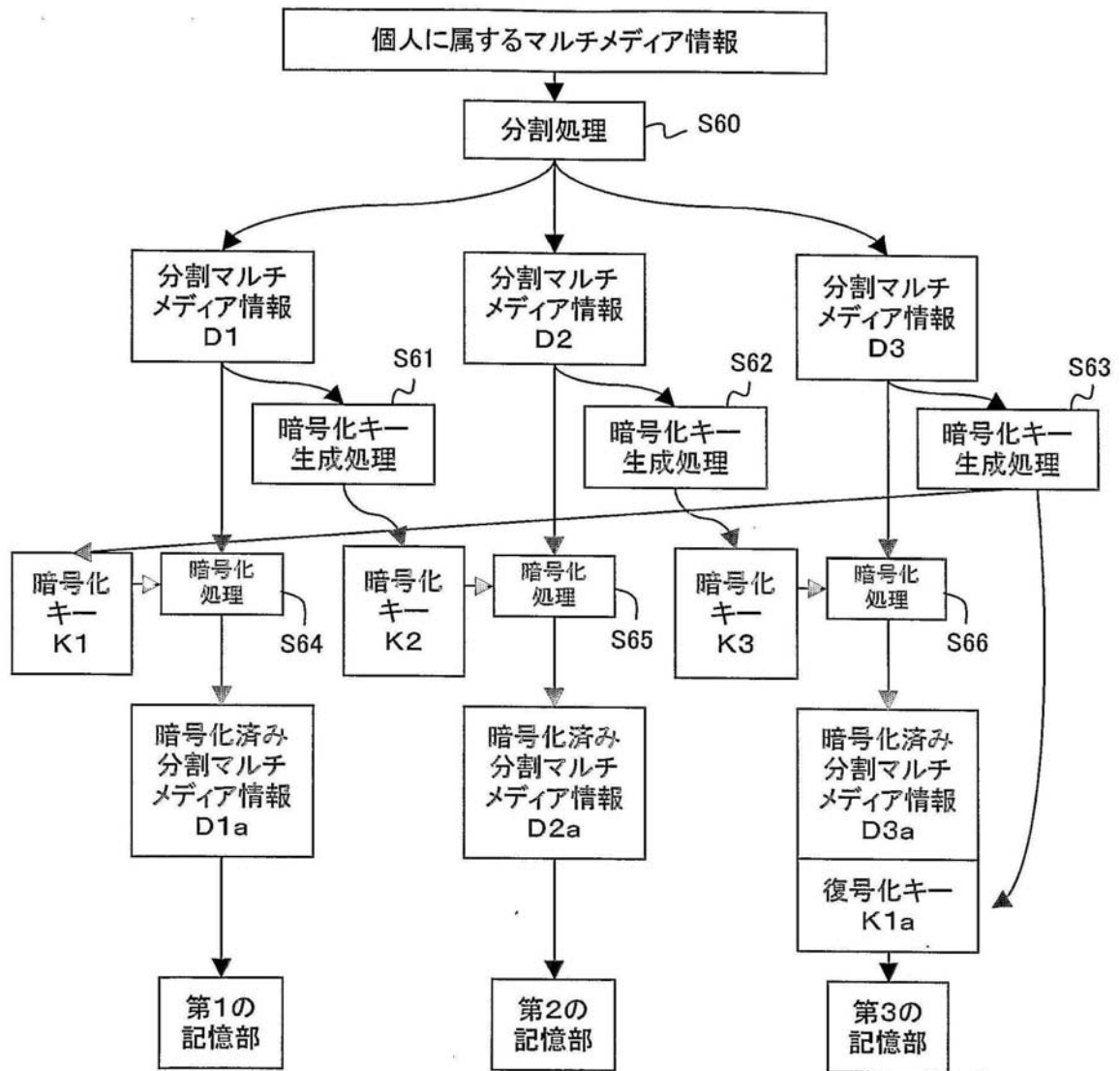
【図13】



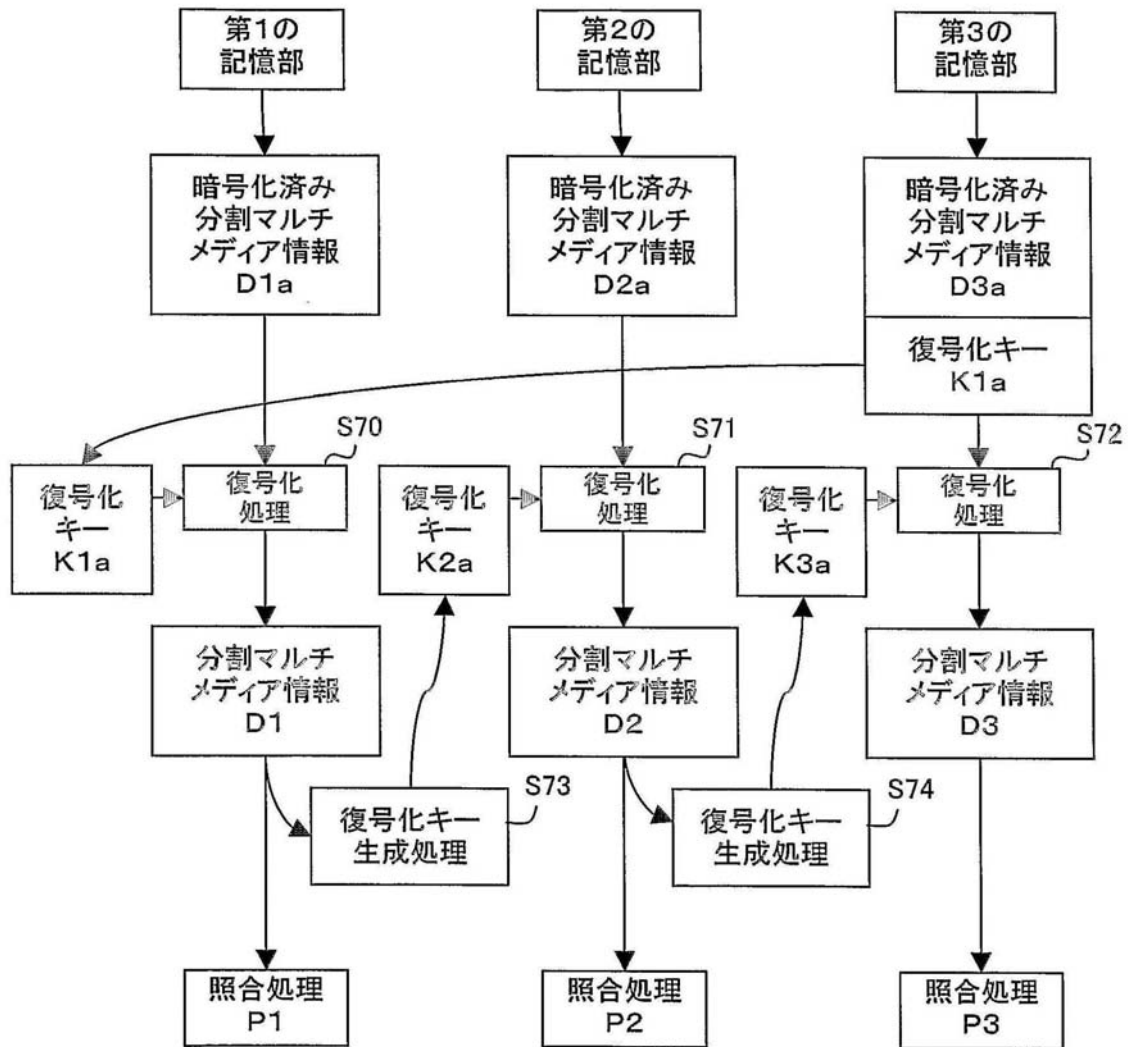
【図14】



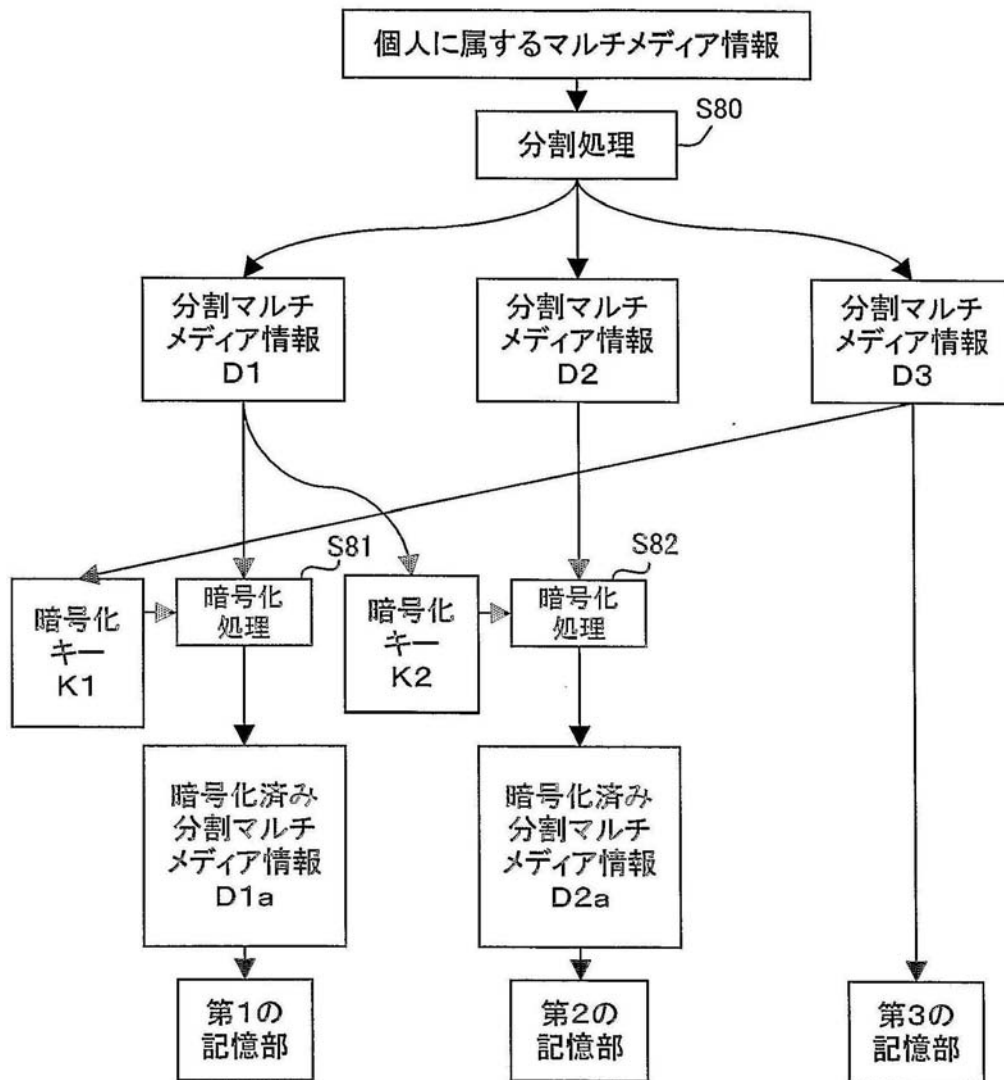
【図15】



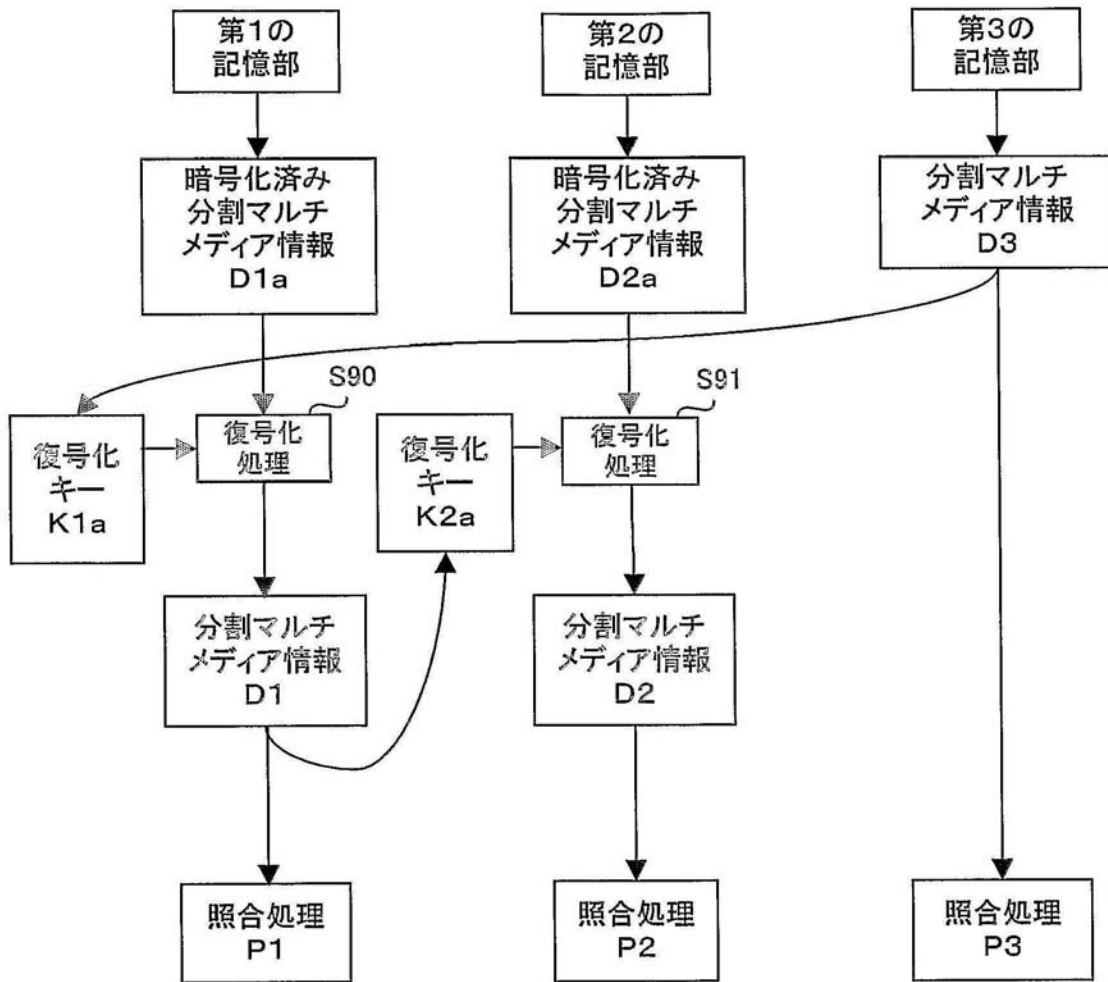
【図16】



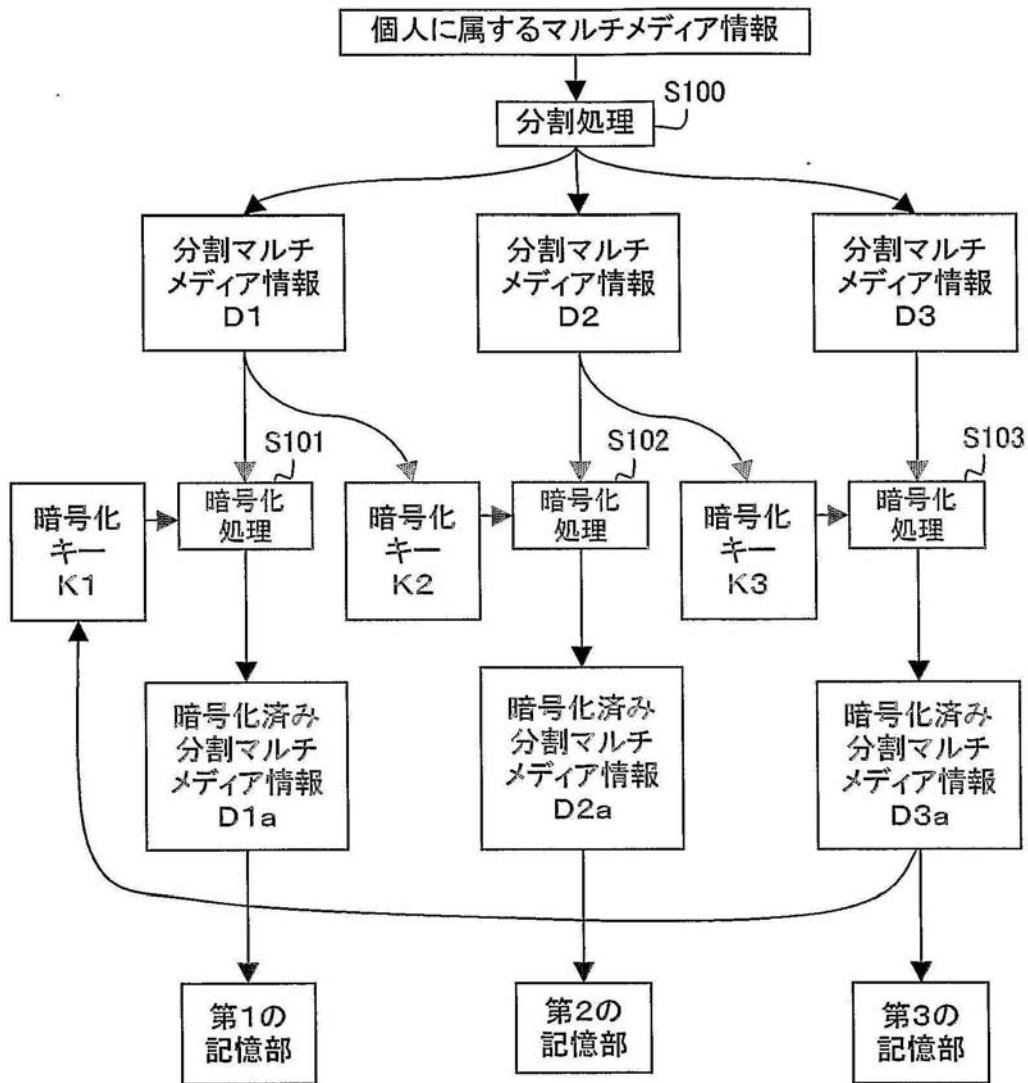
【図17】



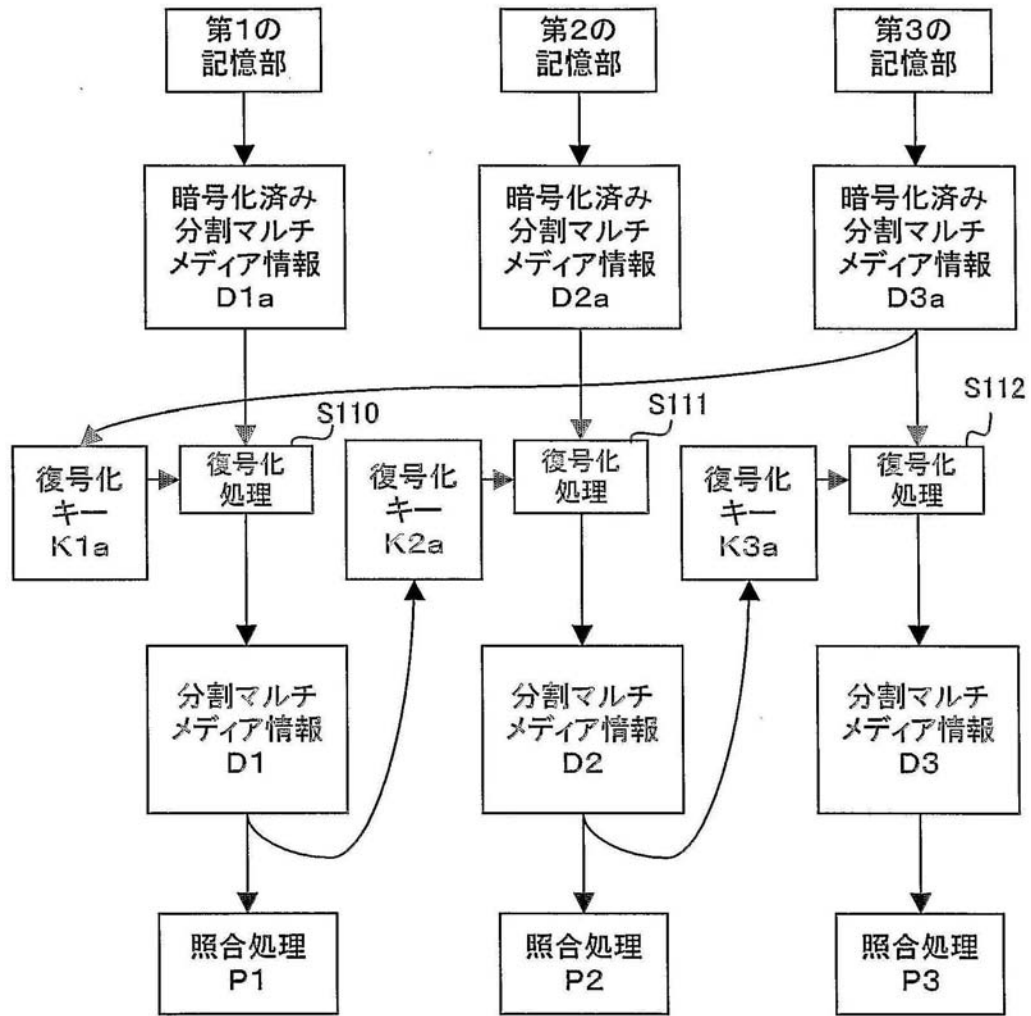
【図18】



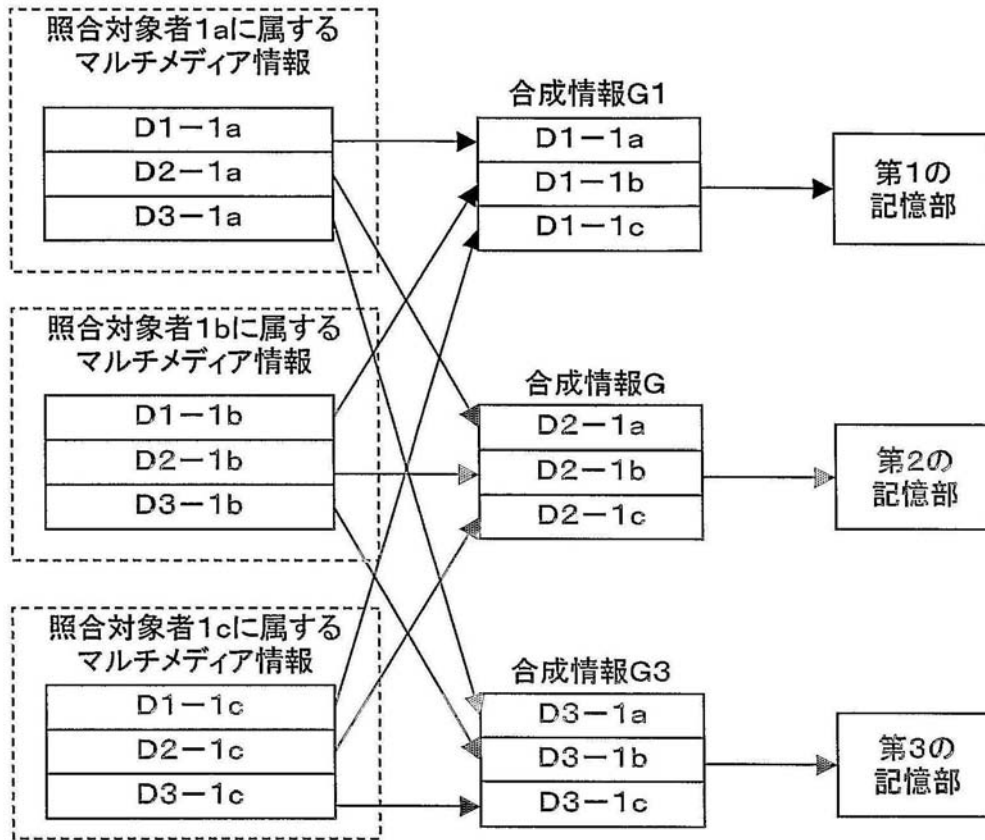
【図19】



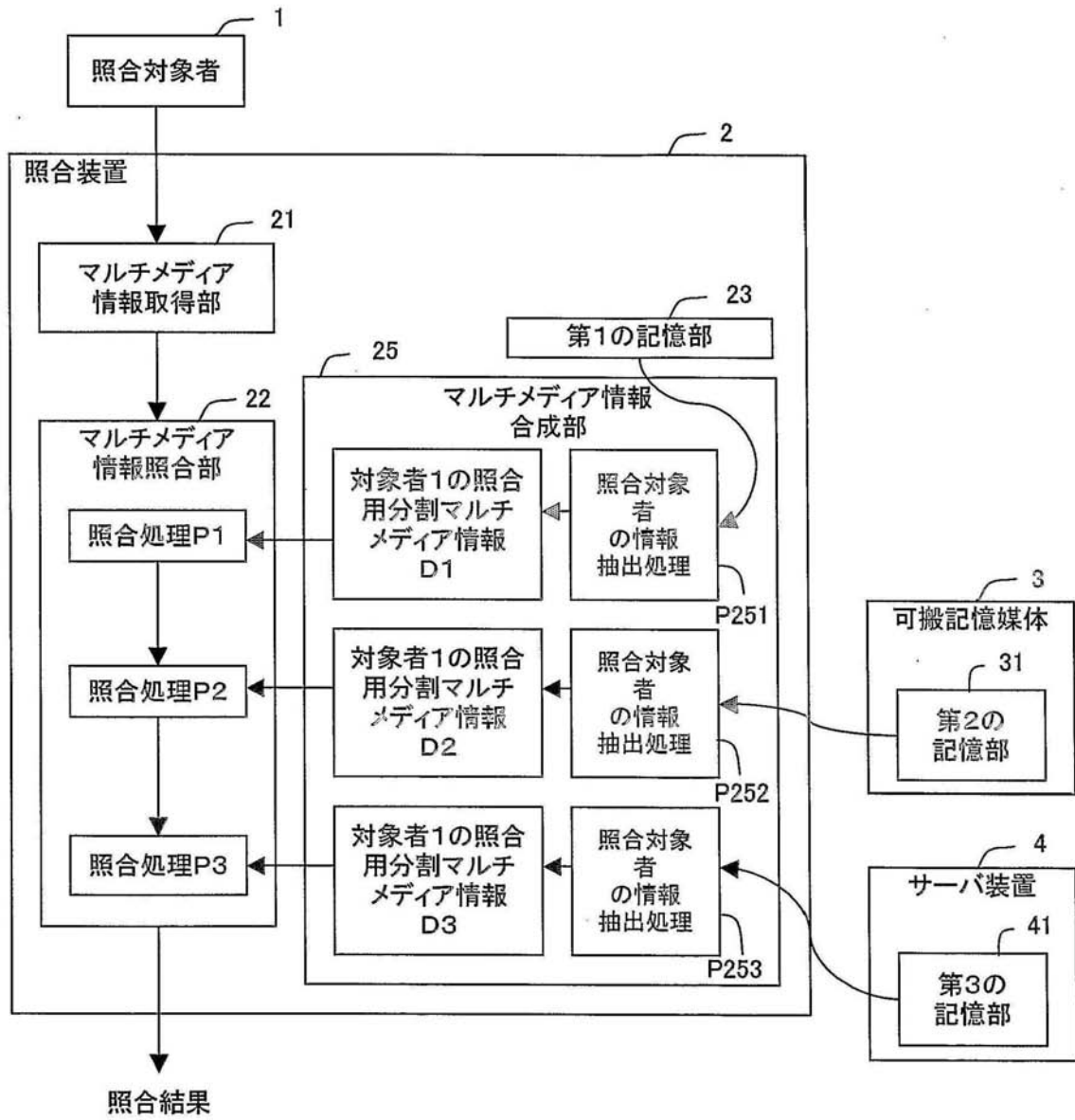
【図20】



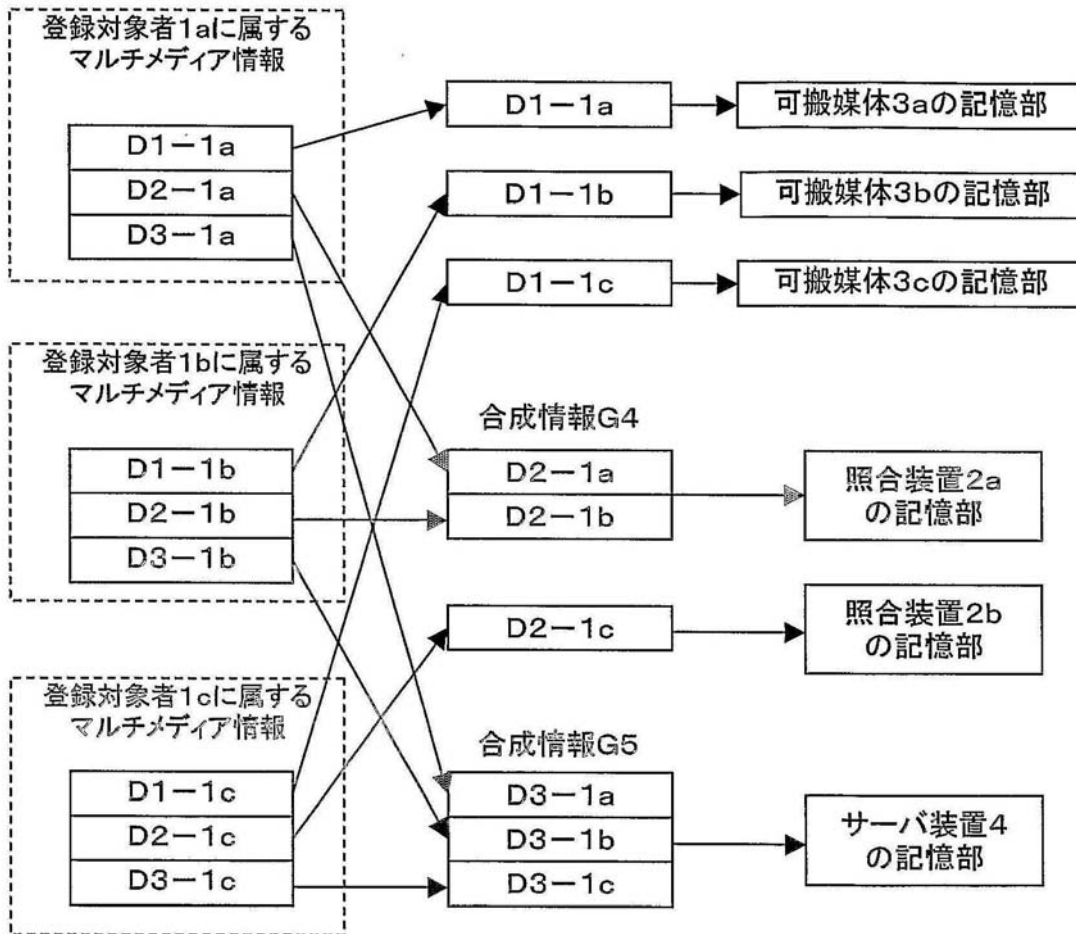
【図21】



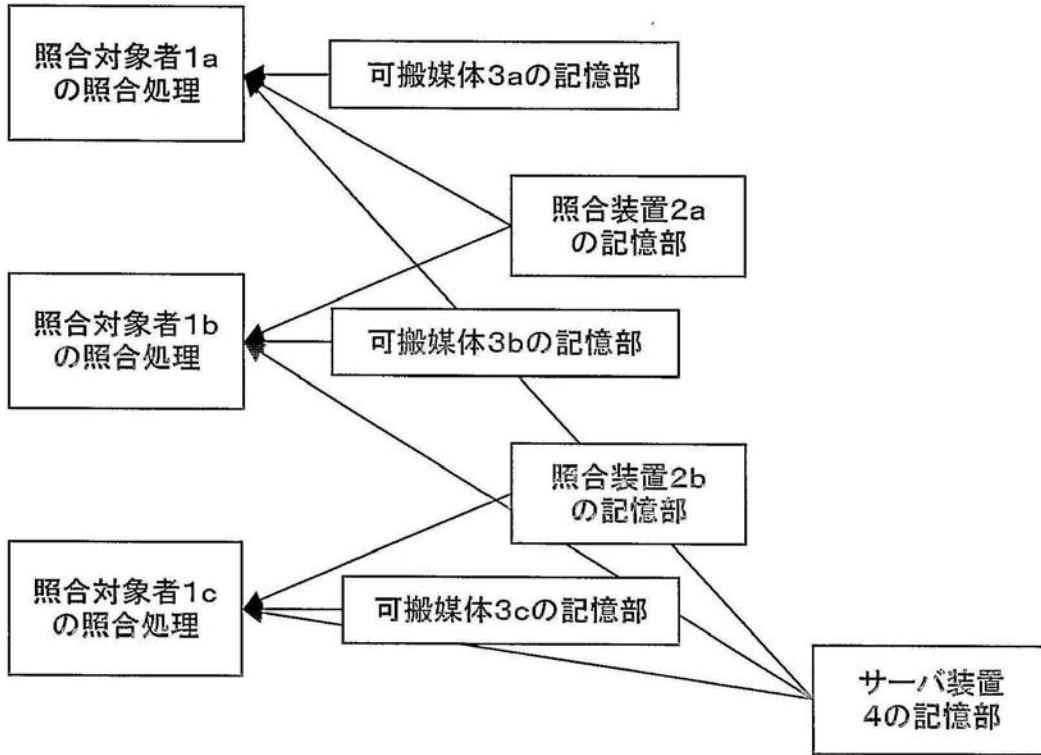
【図22】



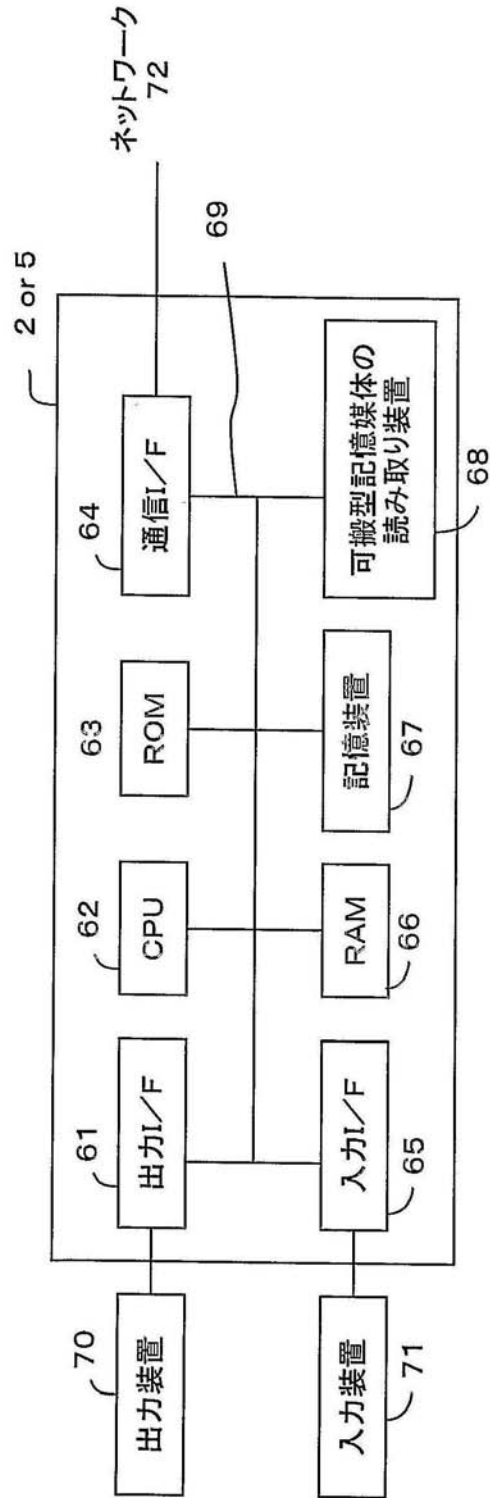
【図23】



【図24】



【 図 2 5 】



フロントページの続き

- (72)発明者 遠藤 利生
神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内
- (72)発明者 渡辺 正規
神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内

審査官 間野 裕一

- (56)参考文献 特開昭62-212781(JP,A)
特開2000-293491(JP,A)
国際公開第99/060485(WO,A1)
特開2001-067137(JP,A)
特開2002-032756(JP,A)
特開平11-338826(JP,A)
特開昭57-055468(JP,A)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
G06F 21/20